# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2019年12月20日提出

【計算期間】 第14特定期間

(自 2019年3月28日 至 2019年9月27日)

【ファンド名】 ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり

(毎月分配型)

ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし

(毎月分配型)

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

(2020年4月1日より、大和アセットマネジメント株式会社(予定))

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松下 浩一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 西脇 保宏

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

# 第一部 【ファンド情報】

#### 第1 【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、米ドル建ての複数種別の債券等に投資するとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)

	単位型投信・追加型	追加型投信
商品分類	投信	
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益	債券
	の源泉)	
	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券 一般))
	決算頻度	年12回(毎月)
属性区分	投資対象地域	北米
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジあり(フルヘッジ)

# ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(毎月分配型)

	単位型投信・追加型	追加型投信
商品分類	投信	
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益	債券
	の源泉)	
	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券 一般))
	決算頻度	年12回(毎月)
属性区分	投資対象地域	北米
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### (注1)商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」…目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産 による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

・「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の 記載があるもの

#### (注2)属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「債券 一般」…公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年12回(毎月)」…目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
- ・「北米」…目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・ オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを 行なう旨の記載があるもの
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは 為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

# 商品分類表

〈ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)〉 〈ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(毎月分配型)〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉
		株 式
単位型投信	国内	債 券
Tookada JA Ind	海 外	不動産投信
追加型投信	th M	その他資産 ( )
	内 外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 属性区分表 (ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型))

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
朱式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
5券		北米	ファミリー	あり
一般 公債	年4回	欧州	ファンド	(フルヘッジ)
社債 その他債券	年6回(隔月)	アジア		
クレジット属性	(149/3)	オセアニア		
下動産投信	年12回 (毎月)	中南米		
その他資産 投資信託証券	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
(債券 一般) / 資産複合		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )	エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

# 属性区分表〈ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(毎月分配型)〉

決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
年1回	グローバル		
30000-50	日本		
年2回	北米	77211_	あり
年4回	欧州	ファンド	( )
年6回	アジア		
(隔月)	オセアニア		
年12回 (毎日)	中南米	//	
10 - T. D. T. O. U.	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
日々	中近東		
その他 ( )	(中東) エマージング		
	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	年1回     グローバル       年2回     北米       年4回     欧州       年6回(隔月)     アジア       オセアニア     中南米       アフリカ     中近東       その他     (中東)	# 1回 グローバル 日本 北米 ファミリー ファンド # 4回 欧州 ファミリー ファンド # 6回 アジア オセアニア # 12回 (隔月) 中南米 アフリカ 中所来 アフリカ 中が東 (中東)

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス http://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

#### <信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて5,000億円を限度として信託金を追加する ことができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。
- <ファンドの特色>

- 市場環境にかかわらず、安定的な利子収入の確保と値上がり益の 獲得を通じて、トータルリターンの最大化をめざします。
- 米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資し、安定的な利子収入 の確保をめざします。
  - ◆当ファンドが投資する債券等の種別は以下のとおりです。

国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン 等

- 景気サイクルや投資機会の変化を捉え、各種別の配分比率を 機動的に調整し、値上がり益の獲得をめざします。
- 「為替へッジあり」と「為替へッジなし」の2つのコースがあります。

為替ヘッジあり

為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

為替ヘッジなし

- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則 として行ないません。
- 毎月27日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配 方針に基づいて収益の分配を行ないます。



# 市場環境にかかわらず、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じて、トータルリターンの最大化をめざします。

◆当ファンドにおけるトータルリターンとは、 利子収入+値上がり益をいいます。





米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資し、安定的な利子収入 の確保をめざします。

◆当ファンドが投資する債券等の種別は以下のとおりです。

# 国 債・ 政府機関債

# 投資適格社債

# ハイ・イールド 社債

資産担保証券



等

- ハイ·イールド社債…格付会社によってBB格相当以下に格付けされている社債をいいます。一般に、 投資適格社債と比較して信用度が低い反面、利回りが高いという特徴があります。
- 資産担保証券…不動産ローンや自動車ローン等の債権を担保として発行された証券をいいます。 期限前償還リスク等があるため、一般に、格付けや期間が同程度の債券と比較 して利回りが高いという特徴があります。
- バンクローン…金融機関が投資適格未満の事業会社等に対して行なう貸付債権をいいます。 一般に、変動金利であり、短期市場金利に一定の金利が上乗せされた利子収入を 受け取ることができます。

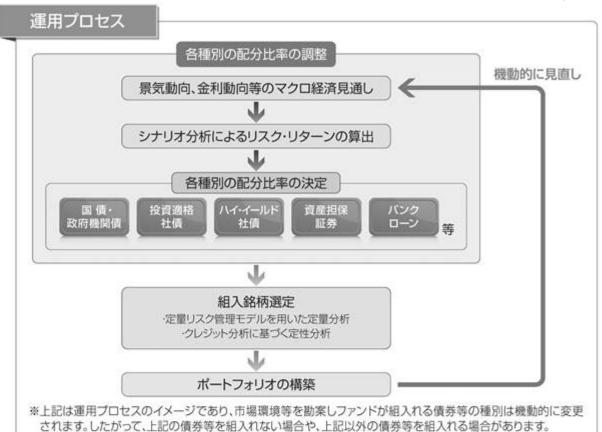


景気サイクルや投資機会の変化を捉え、各種別の配分比率を機動的に調整し、値上がり益の獲得をめざします。

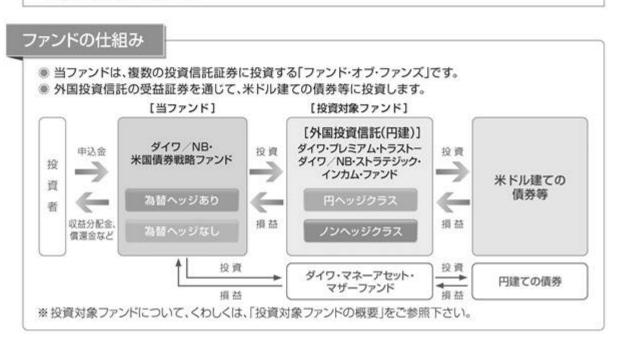
◆債券等の運用は、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ LLCが行ないます。

# [ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCについて]

- ●ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCは、1939年に米国で 設立された独立系運用会社、ニューバーガー・バーマン・グループの一員です。
- ●定量分析と定性分析を融合した独自のリサーチ体制に基づく運用を特徴とし、市場環境に応じた機動的な資産配分および銘柄選定双方において実績を有する運用会社です。
- ●ニューバーガー・バーマン・グループは、株式、債券、オルタナティブ資産運用等を、世界の機関投資家、富裕層を含む様々な投資家向けに提供しています。



●債券等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。





# 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。

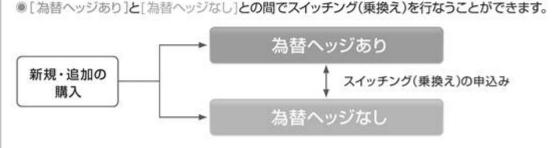
# 為替ヘッジあり

- 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
  - ※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
  - ※一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合、為替へッジを行なわないことがあるため、為替変動 リスクは完全には排除できません。
  - ※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が米ドルの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給 要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

# 為替ヘッジなし

- ❖ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
  - ※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。
  - ※一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合があるため、米ドル以外の為替変動の影響を受ける ことがあります。

# スイッチング(乗換え)について



- 当ファンドは、通常の状態で、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本と します。
- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき 等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.~4.の運用が行なわれないことがあります。



# 毎月27日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

# [分配方針]

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が 少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

# 収益分配のイメージ



- ※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の 分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ※ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

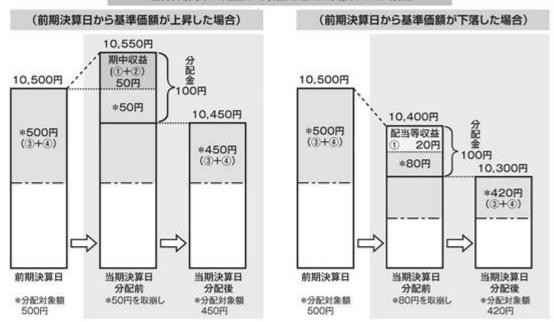
# [収益分配金に関する留意事項]

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

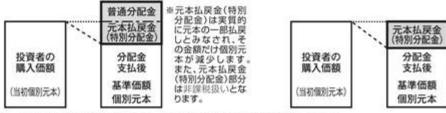
#### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および③収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。
- ●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### (分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

# (分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ (特別分配金) … 減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

#### <投資対象ファンドの概要>

- 1.ダイワ・プレミアム・トラスト-ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(円へッジク ラス)
- 2 . ダイワ・プレミアム・トラスト ダイワ / N B ・ストラテジック・インカム・ファンド ( ノンヘッジ クラス )

形態 / 表示通貨 ケイマン籍の外国投資信託 / 円建

有価証券報告書 (内国投資信託受益証券)

運用の基本方針	主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに
	│機動的に配分比率を調整し、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲 │
	│ 得を通じてトータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産 │
	の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	米ドル建ての債券等(国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イール
	ド社債、資産担保証券、バンクローン等 )
運用方針	1 . 主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとと
	もに機動的に配分比率を調整することにより、市場環境にかかわら
	ず、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じて、トータル
	リターンの最大化を追求します。
	2.債券等への投資にあたっては、以下の方針を基本とします。
	・主として、米ドル建ての国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・
	イールド社債、資産担保証券、バンクローン等の複数種別の債券等に
	分散投資を行なうことにより、安定的な利子収入の確保をめざしま <b> </b>
	す。
	・景気サイクルや投資機会の変化を捉え、各種別の配分比率を機動的に
	調整することにより、値上がり益の獲得をめざします。
	・各種別の配分比率は、景気動向や金利動向等のマクロ経済見通しに基
	づく独自のシナリオ分析により算出される各種別のリスク・リターン   ベニトハオウレナオ
	等により決定します。
	・債券等の発行体の分析にあたっては、定量リスク管理モデルやクレージ・ハグダキのおけらの中間、ウザクダキスクでは、2017年間
	ジット分析等を含む独自の定量・定性分析を活用し、組入銘柄を選定
	します。
	・債券等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本としました。
	す。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合がありま     +
	す。
	3.(円へッジクラス)
	ただし、一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合、為
	替ヘッジを行なわないことがあるため、為替変動リスクは完全には <b>オー</b>
	排除できません。
	( ノンヘッジクラス )
	為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないま
	せん。
	ただし、一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合があ
	るため、米ドル以外の為替変動の影響を受けることがあります。
	るにの、 小 「ル以外の荷目を割い影音で支けることがあります。 
	┃
	想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模に
	よっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
   設定日	2012年9月28日
信託期間	無期限
	2月の最終営業日
次第日   収益分配	原則として、毎月分配を行ないます。
以一刀们	尽別しして、世月刀能で11ないます。

	,
管理報酬等	(円ヘッジクラス)
	(ノンヘッジクラス) 純資産総額に対して年率0.52%~0.62%程度(純資産総額の水準により変動します。) ただし、この他に「ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ/N
	B・ストラテジック・インカム・ファンド <sup>(注)</sup> 」に対して、固定報酬 として年額12,500米ドルがかかります。
	また、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、投資対象 ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。
申込手数料	かかりません。
投資顧問会社	<ul><li>(円ヘッジクラス)</li><li>ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC</li><li>大和証券投資信託委託株式会社</li><li>(ノンヘッジクラス)</li><li>ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC</li></ul>

(注)「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ / N B・ストラテジック・インカム・ファンド」は複数 のシェアクラスにより構成されています。

# 3.ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

形態 / 表示通貨	国内籍の証券投資信託 / 円建	
運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。	
主要投資対象	円建ての債券	
投資態度	円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行	
	ないます。	
	円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時において	
	A -2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本	
	とします。	
	当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な	
	変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模	
	によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。	
設定日	2012年3月22日	
信託期間	無期限	
決算日	毎年12月9日(休業日の場合翌営業日)	
運用管理費用	かかりません。	
(信託報酬)		
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	
受託会社	みずほ信託銀行株式会社	

#### (2) 【ファンドの沿革】

2012年9月28日

信託契約締結、当初設定、運用開始

#### (3) 【ファンドの仕組み】

受益者

#### お申込者

収益分配金(注)、償還金など お申込金(3)

お取扱窓口

受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社 との契約(1)に基づき、次の業務を行ないま す。

販売会社

受益権の募集の取扱い

一部解約請求に関する事務

収益分配金、償還金、一部解約金の支払い

に関する事務

など

1

収益分配金、償還金など お申込金(3)

委託会社

大和証券投資信託委 託株式会社 当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次の業務を行ないます。

受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算

運用報告書の作成

など

運用指図

2

損益 信託金(3)

受託会社

みずほ信託銀行 株式会社

再信託受託会社: 資産管理サービス信 託銀行株式会社 信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など

損益 投資

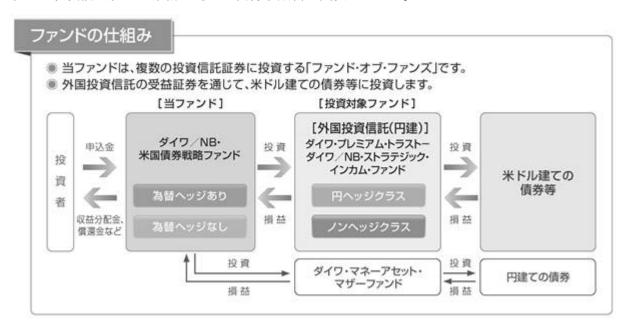
投資対象

投資対象ファンドの受益証券 など

(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1:受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 3:販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。



- <委託会社の概況(2019年9月末日現在)>
- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革

1959年12月12日 設立登記

1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1960年 4月 1日 営業開始

1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧

問業の登録を受ける。

1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資ー

任契約にかかる業務の認可を受ける。

2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものと

みなされる。

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

#### ・大株主の状況

1	(N.T. 92-10/00				
	名 称	住 所	所有	比率	
			株式数		
			株	%	
	株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00	

#### 2 【投資方針】

#### (1) 【投資方針】

< 為替ヘッジあり >

#### 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

- 1.ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジクラス)」(以下「ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジクラス)」といいます。)の受益証券(円建)
- 2. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

#### 投資態度

- イ.主として、ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジクラス)の受益証券を通じて、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
- ロ. 当ファンドは、ストラテジック・インカム・ファンド(円へッジクラス)とダイワ・マネーアセット・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態で、ストラテジック・インカム・ファンド(円へッジクラス)への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ.ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジクラス)では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- 二.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### <為替ヘッジなし>

#### 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

- 1.ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト-ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)」(以下「ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)」といいます。)の受益証券(円建)
- 2.ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

#### 投資態度

- イ.主として、ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)の受益証券を通じて、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
- ロ・当ファンドは、ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)とダイワ・マネーアセット・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態で、ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)への投資割合を高位に維持することを基本とします。

- ハ.ストラテジック・インカム・ファンド (ノンヘッジクラス)では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- 二.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

# <投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

#### 1. 為替ヘッジあり

投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ / NB・ストラテジッ
	ク・インカム・ファンド(円ヘッジクラス)
	主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうと
	ともに機動的に配分比率を調整し、トータルリターンの最大化を
選定の方針	追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確
	保をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを低
	減するため、為替ヘッジを行なう。

#### 2. 為替ヘッジなし

投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ / NB・ストラテジッ
	ク・インカム・ファンド ( ノンヘッジクラス )
	主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうと
	ともに機動的に配分比率を調整し、トータルリターンの最大化を
選定の方針	追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確
	保をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを回
	避するための為替ヘッジは原則として行なわない。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

# (2) 【投資対象】

< 為替ヘッジあり >

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
  - イ、有価証券
  - 口.約束手形
- 八.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

# イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行 株式会社を受託者として締結された次の1.に掲げる親投資信託(以下「マザーファンド」といいま す。)の受益証券、次の2.に掲げる外国投資信託(以下「組入外国投資信託」といいます。)の受益証券、ならびに次の3.から5.までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券
- 2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト ダイワ / N B ・ストラテジック・インカム・ファンド ( 円ヘッジクラス ) 」の受益証券 ( 円建 )
- 3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
- 5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託 証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

#### <為替ヘッジなし>

( < 為替ヘッジあり > と同規定)

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1.に掲げる親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、次の2.に掲げる外国投資信託(以下「組入外国投資信託」といいます。)の受益証券、ならびに次の3.から5.までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券
- 2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)」の受益証券(円建)
- 3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
- 5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託 証券」といいます。

(<為替ヘッジあり>と同規定)

#### <投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

# 1. 為替ヘッジあり

投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ / N B ・ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジクラス)
運用の基本方針	主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに機動的に配分比率を調整し、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じてトータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	米ドル建ての債券等(国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン等)
委託会社等の名称	投資顧問会社: ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC 大和証券投資信託委託株式会社

# 2. 為替ヘッジなし

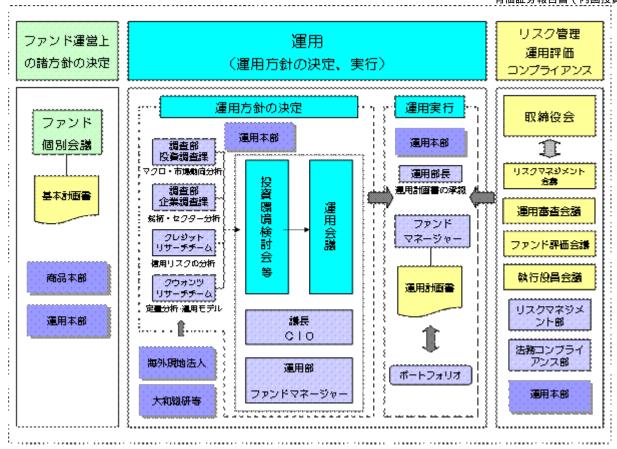
投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ / NB・ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)
運用の基本方針	主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうととも に機動的に配分比率を調整し、安定的な利子収入の確保と値上がり益 の獲得を通じてトータルリターンの最大化を追求することにより、信 託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	米ドル建ての債券等(国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン等)
委託会社等の名称	投資顧問会社:ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アド バイザーズLLC

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

# (3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



#### 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

#### イ.基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

#### 口.投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO(Chief Investment Officer)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

#### 八.基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

#### 二.運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された 基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから 提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、 承認します。

#### 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則に よって、次のように定められています。

イ.CIO(Chief Investment Officer)(1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更

- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- 口.Deputy-CIO(0~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー(0~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

二.運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ.ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる 内部管理関連部門の人員は30~40名程度です。

イ.ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

口. 運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

八. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

二.執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託 会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2019年9月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

<各ファンド共通>

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。また、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

#### (5) 【投資制限】

<各ファンド共通>

株式(信託約款)

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券(信託約款)

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

信用リスク集中回避(信託約款)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 資金の借入れ(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コー ル市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価 証券等の運用は行なわないものとします。
- 口.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ.収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二.借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### <参 考>投資対象ファンドについて

- 1.ダイワ・プレミアム・トラスト ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジ クラス)
- 2 . ダイワ・プレミアム・トラスト ダイワ / N B ・ストラテジック・インカム・ファンド ( ノンヘッ ジクラス )
- 「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色 > 」をご参照下さい。
- 3.ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

下記以外の項目(「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用(信託報酬)」等)については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約
	権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限りま
	<b>ं</b> इ
	株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
主な投資制限	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財
	産の純資産総額の5%以下とします。
	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、
	信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	外貨建資産への投資は、行ないません。
<b>/</b> / / / / / / / / / / / / / / / / / /	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを
償還条項 	得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信     託を終了させることができます。

#### 3 【投資リスク】

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さい ますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)

〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともありま

す。)。ハイ・イールド社債は、投資適格社債に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。また、投資適格社債に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。

#### 資産担保証券の価格変動

資産担保証券の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。なお、金利変動の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によって異なります。

資産担保証券の担保となるローンは、一般に金利が低下すると低金利ローンへの借り替えが増加すると考えられます。ローンの期限前返済が増加することにより、資産担保証券の期限前償還が増加すると、資産担保証券の価格は影響を受けます。期限前償還は金利要因のほかに、様々な要因によっても変化します。また、期限前償還の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によって異なります。

#### バンクローンの価格変動

バンクローンの価格は、債務者である事業会社等の信用状況によって変動します。特に、債務者が 債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、バンクローンの価格は下落 します。 また、バンクローンは、公社債などに比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が 低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の 変動性が大きくなる傾向があります。

外国証券への投資に伴うリスク

#### イ. 為替リスク



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

「為替へッジあり」において、保有実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減のために、為替へッジを行ないます。ただし、影響をすべて排除できるわけではありません。また、一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合、為替へッジを行なわないことがあるため、為替変動リスクは完全には排除できません。また、為替へッジを行なう際、日本円の金利が米ドルの金

利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大 することもあります。

「為替へッジなし」において、保有実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替へッジは行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。また、一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合があるため、米ドル以外の為替変動の影響を受けることがあります。

#### ロ.カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて

大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

#### その他

- イ.解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### (2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

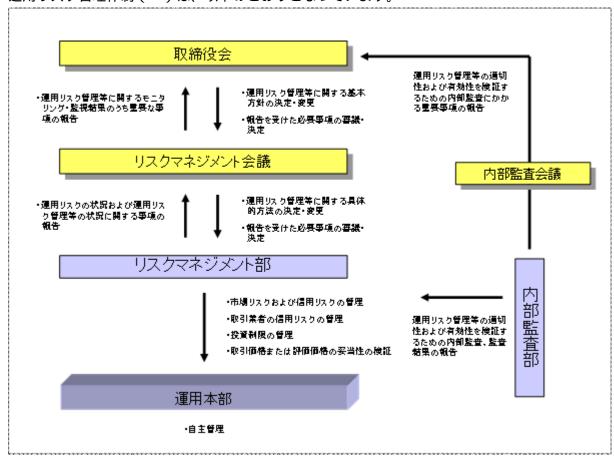
ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

#### (3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

#### (4) リスク管理体制

運用リスク管理体制()は、以下のとおりとなっています。



#### 流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策(コンティンジェンシー・プラン)を定めています。

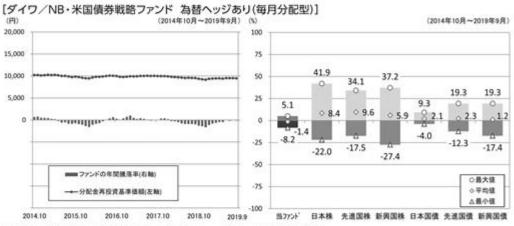


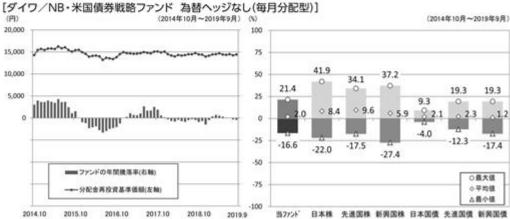


●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・ 最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンド の過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

#### ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

#### 他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較





- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
  - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
  - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して 表示します。

#### ※資産クラスについて

日 本 株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ペース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン ガバメント・ポンド・インデックスー エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

#### ※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、際標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、阿指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ボートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知り財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なにと本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016、J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

# 4 【手数料等及び税金】

#### (1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%(税抜3.0%)となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

# <スイッチング(乗換え)について>

- ・「為替ヘッジあり」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジなし」の 受益権の取得申込みを行なうこと、および「為替ヘッジなし」の受益者が、保有する受益権を換金 した手取金をもって「為替ヘッジあり」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング(乗換え)の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング(乗換え)にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング(乗換え)の金額から差引かせていただきます。



申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

#### (2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

#### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.243%(税抜1.13%) を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとお りです。

( )の信託財産の純資産総額の 合計額が	委託会社	   販売会社	受託会社
-------------------------	------	------------	------

300億円以下の部分	年率0.35% (税抜)	年率0.75% (税抜)	
300億円超1,000億円以下の部分	年率0.30% (税抜)	年率0.80% (税抜)	年率0.03% (税抜)
1,000億円超の部分	年率0.25% (税抜)	年率0.85% (税抜)	

<sup>\*</sup>上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

( )「ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)」、「ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(毎月分配型)」、「通貨選択型 ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 日本円コース(毎月分配型)」および「通貨選択型 ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 通貨セレクトコース(毎月分配型)」

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信 託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、「為替へッジあり」については年率1.873%(税込)程度、「為替へッジなし」については年率1.863%(税込)程度です。(ただし、この他に「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド」に対して、固定報酬として年額12,500米ドルがかかります。)

(注)投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び 基本的性格 <ファンドの特色 > 」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告 書の作成等の対価

販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および 信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担 とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

( )「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を 示すことができません。 手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### < 投資対象ファンドより支弁する手数料等 >

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

#### イ.収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

#### 口.解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

#### 八.損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたNISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります(他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。)。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります(他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。)。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

#### 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%(所得税15%)の税率で源泉徴収 され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

#### <注1>個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該投資者の元本(個別元本)にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該 元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

#### <注2>収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、口.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- ( ) 2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ()上記は、2019年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ( )課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 5 【運用状況】

# 【ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)】

# (1) 【投資状況】 (2019年9月30日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		726,936,461	98.74
	内 ケイマン諸島	726,936,461	98.74
親投資信	託受益証券	1,234	0.00
内 日本		1,234	0.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		9,280,625	1.26
純資産総額		736,218,320	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

# (2) 【投資資産】 (2019年9月30日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

# イ.主要銘柄の明細

_							
	銘柄名	地域	種類	株数、口数また	簿価単価 簿価	評価単価時価	投資比率
				は 額面金額	(円)	(円)	(%)
1		ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	8,946,139.55	81.30 727,374,822	81.25 726,936,461	98.74
2	ダイワ·マネーアセット·マザーファ ンド		親投資 信託受 益証券	1,235	0.9993 1,234	0.9993 1,234	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

# 口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.74%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	98.74%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

# ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

# (3) 【運用実績】

# 【純資産の推移】

-			-
純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの
(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
(円)	(円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
6 706 F64 442	6 902 254 720	1 0000	1.0019
6,796,564,443	6,603,354,739	1.0009	1.0019
5 005 004 004	5 004 740 000	0.0040	0.0050
5,895,631,994	5,901,742,002	0.9649	0.9659
2 005 000 000	2 000 000 700	0.0000	0.0000
3,895,669,833	3,899,609,732	0.9888	0.9898
2 246 002 040	2 220 442 425	0.0000	0.0070
3,210,882,640	3,220,112,435	0.9960	0.9970
2 940 406 677	2 922 249 425	0.0024	0.0024
2,619,406,677	2,822,248,425	0.9921	0.9931
2 440 000 052	2 442 625 502	0.0474	0.0494
2,410,060,953	2,412,625,592	0.9471	0.9481
2.051.510.500	2 052 727 454	0.0250	0.9260
2,051,519,509	2,055,757,451	0.9250	0.9200
1 666 416 506	1 669 161 474	0.0550	0.9560
1,000,410,590	1,000,101,474	0.9550	0.9300
1 422 540 970	1 424 027 225	0.0275	0.9385
1,422,319,670	1,424,037,233	0.9375	0.9363
1 174 062 245	1 176 207 092	0.0430	0.9449
1,174,903,243	1,170,207,962	0.9439	0.3443
1 055 466 056	1 056 626 740	0.0003	0.9103
1,000,400,000	1,030,020,749	0.3033	0.8103
061 977 576	062 065 140	0 0044	0.8854
901,077,070	902,900,140	0.0044	0.0004
952,535,556	-	0.8847	-
	(分配落) (円) 6,796,564,443 5,895,631,994 3,895,669,833 3,216,882,640 2,819,406,677 2,410,080,953 2,051,519,509 1,666,416,596 1,422,519,870 1,174,963,245 1,055,466,056	(分配落) (分配付) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円	(分配落) (分配付) (円) (円) (分配落)(円) (円) (円) (分配落)(円) (分配名)

				1月111111111111111111111111111111111111
10月末日	890,781,452	-	0.8674	-
11月末日	865,575,228	-	0.8572	-
12月末日	817,371,834	-	0.8461	1
2019年1月末日	821,856,936	-	0.8645	1
2月末日	820,363,967	-	0.8685	-
第13特定期間末	811,163,273	812,094,377	0.8712	0.8722
(2019年3月27日)	611,103,273	612,094,377	0.0712	0.0722
3月末日	810,965,237	-	0.8707	-
4月末日	801,494,281	-	0.8731	1
5月末日	780,762,668	-	0.8651	-
6月末日	786,200,621	-	0.8744	-
7月末日	764,500,970	-	0.8724	-
8月末日	745,410,054	-	0.8719	-
第14特定期間末	726 476 125	727 225 490	0.8671	0.8681
(2019年9月27日)	736,476,125	737,325,480	0.0071	0.0001
9月末日	736,218,320	-	0.8665	-

# 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0050
第2特定期間	0.0060
第3特定期間	0.0060
第4特定期間	0.0060
第5特定期間	0.0060
第6特定期間	0.0060
第7特定期間	0.0060
第8特定期間	0.0060
第9特定期間	0.0060
第10特定期間	0.0060
第11特定期間	0.0060
第12特定期間	0.0060
第13特定期間	0.0060
第14特定期間	0.0060

# 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	0.6
第2特定期間	3.0
第3特定期間	3.1

第4特定期間	1.3
第5特定期間	0.2
第6特定期間	3.9
第7特定期間	1.7
第8特定期間	3.9
第9特定期間	1.2
第10特定期間	1.3
第11特定期間	3.0
第12特定期間	2.1
第13特定期間	0.8
第14特定期間	0.2

# (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	1,949,701,229	991,116,932
第2特定期間	392,211,479	1,072,499,266
第3特定期間	27,861,292	2,197,970,246
第4特定期間	38,233,346	748,337,544
第5特定期間	19,754,443	407,801,449
第6特定期間	5,619,949	302,729,003
第7特定期間	14,793,425	341,490,043
第8特定期間	7,965,945	481,030,031
第9特定期間	3,598,114	231,111,482
第10特定期間	2,909,648	275,537,982
第11特定期間	2,376,709	86,420,171
第12特定期間	2,286,571	75,415,949
第13特定期間	2,109,744	158,569,134
第14特定期間	1,846,014	83,595,854

# (注) 当初設定数量は5,831,712,259口です。

# (参考)マザーファンド ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

# (1) 投資状況 (2019年9月30日現在)

# 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	7,302,665,908	100.00
純資産総額	7,302,665,908	100.00

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (2) 投資資産 (2019年9月30日現在) 投資有価証券の主要銘柄
- イ.主要銘柄の明細 該当事項はありません。
- ロ.投資有価証券の種類別投資比率 該当事項はありません。
- ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

(参考情報)運用実績

#### ● ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)

2019年9月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。



「分配金再投資基準価額」の腰落率です。

※「分配会再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

### 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 120円

設定来分配金合計額: 830円

決算期	第 73 期	第 74 期	第 75 期	第 76 期	第 77 期	第 78 期	第 79 期	第 80 期	第 81 期	第 82 期	第 83 期	第 84 期
	18年10月	18年11月	18年12月	19年1月	19年2月	19年3月	19年5月	19年5月	19年6月	19年7月	19年8月	19年9月
分配金	10円											

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

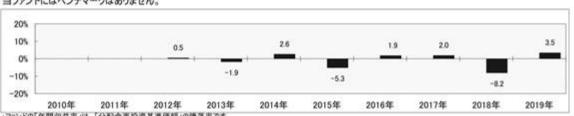
#### 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド								
運用会社名	ファンド名	比率						
ニューバーガー・バーマン・インヘ'ストメント・アト'バ'イサ'ース'LLC/大和証券投資信託委託	ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジクラス)	98.7%						
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	0.0%						
		-						
		-						
合計	I	98.7%						

### 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



ファントの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の棟落率です。・2012年は設定日(9月28日)から年末、2019年は9月30日までの練落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(毎月分配型)】

## (1) 【投資状況】 (2019年9月30日現在)

## 投資状況

	投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		203,187,082	98.88
	内 ケイマン諸島	203,187,082	98.88
親投資信	託受益証券	1,596	0.00
	内 日本	1,596	0.00
コール・ロ	ーン、その他の資産(負債控除後)	2,290,928	1.11
純資産総	額	205,479,606	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 【投資資産】 (2019年9月30日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

## イ.主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は		簿価単価 簿価	評価単価時価	投資比率
				104	額面金額	(円)	(円)	(%)
1		ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券		1,711,394.99	118.23 202,345,075	118.72 203,187,082	98.88
2	ダイワ·マネーアセット·マザーファ ンド		親投資信託受益証券		1,598	0.9993 1,596	0.9993 1,596	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## 口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.88%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	98.89%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

### 八.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

# (3) 【運用実績】

# 【純資産の推移】

	4ホンタ キャルキ	4市次 立かかき	1 🗆 🗓 🛨 🗅 🌣	1 🗆 14 + 13 0	
	純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの	
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額	
	(円)	(円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)	
第1特定期間末 	986,328,338	987,969,755	1.2018	1.2038	
(2013年3月27日)	, ,				
第2特定期間末	868,035,561	869,466,464	1.2133	1.2153	
(2013年9月27日)			112100	112100	
第3特定期間末	727,862,383	728,997,050	1.2830	1.2850	
(2014年3月27日)	727,002,000	720,007,000	1.2000	1.2000	
第4特定期間末	706,308,805	709,910,759	1.3726	1.3796	
(2014年9月29日)	700,300,003	709,910,739	1.3720	1.5730	
第5特定期間末	640,394,940	643,469,063	1.4582	1.4652	
(2015年3月27日)	040,394,940	043,409,003	1.4302	1.4002	
第6特定期間末	526,538,445	529,198,754	1.3855	1.3925	
(2015年9月28日)	520,556,445	529,190,754	1.3033	1.3923	
第7特定期間末	424 964 6E7	427 220 022	1 2257	1 2427	
(2016年3月28日)	434,864,657	437,328,032	1.2357	1.2427	
第8特定期間末	272 000 000	070 007 000	4.4450	4.4000	
(2016年9月27日)	373,960,260	376,307,989	1.1150	1.1220	
第9特定期間末	400 740 040	400 004 470	4.4070	4.4040	
(2017年3月27日)	400,718,613	403,081,178	1.1873	1.1943	
第10特定期間末	054 700 400	050 007 050	4 4040	4 4040	
(2017年9月27日)	354,730,423	356,827,358	1.1842	1.1912	
第11特定期間末	000 500 700	074 000 745	4.0470	4.0540	
(2018年3月27日)	269,526,792	271,328,745	1.0470	1.0540	
第12特定期間末	000 000 700	000 400 == /	4.0=00	4 0000	
(2018年9月27日)	280,296,598	282,123,571	1.0739	1.0809	
2018年9月末日	282,167,347	-	1.0766	-	
10月末日	276,015,062	-	1.0482	-	
11月末日	277,052,979	-	1.0374	-	
12月末日	245,713,159	-	0.9989	-	
2019年1月末日	241,229,715	-	1.0072	_	
2月末日	233,618,128	_	1.0198	_	
L	200,010,120		1.0130	_	

				<u> </u>
第13特定期間末 (2019年3月27日)	215,837,880	217,325,174	1.0158	1.0228
3月末日	216,967,241	-	1.0160	-
4月末日	219,701,583	-	1.0303	-
5月末日	213,914,007	-	0.9967	-
6月末日	212,898,377	-	0.9855	-
7月末日	213,409,228	-	0.9876	-
8月末日	209,474,084	-	0.9639	-
第14特定期間末	203,561,033	205,036,666	0.9656	0.9726
(2019年9月27日)	203,501,033	200,030,000	0.9000	0.9720
9月末日	205,479,606	-	0.9695	-

# 【分配の推移】

1口当たり分配金(円)
0.0100
0.0120
0.0120
0.0170
0.0420
0.0420
0.0420
0.0420
0.0420
0.0420
0.0420
0.0420
0.0420
0.0420

# 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	21.2
第2特定期間	2.0
第3特定期間	6.7
第4特定期間	8.3
第5特定期間	9.3
第6特定期間	2.1
第7特定期間	7.8
第8特定期間	6.4

第9特定期間	10.3
第10特定期間	3.3
第11特定期間	8.0
第12特定期間	6.6
第13特定期間	1.5
第14特定期間	0.8

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	693,143,738	265,463,027
第2特定期間	589,428,447	694,685,695
第3特定期間	69,731,029	217,848,794
第4特定期間	27,854,252	80,623,142
第5特定期間	70,447,366	145,851,678
第6特定期間	10,328,467	69,444,832
第7特定期間	24,215,210	52,348,605
第8特定期間	38,455,795	54,976,600
第9特定期間	24,406,722	22,287,282
第10特定期間	5,993,614	43,940,782
第11特定期間	5,792,859	47,933,251
第12特定期間	11,544,824	7,970,525
第13特定期間	12,148,826	60,674,403
第14特定期間	7,930,963	9,596,815

(注) 当初設定数量は393,028,055口です。

## (参考)マザーファンド

ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

前記「ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)」の記載と同じ。

## (参考情報)運用実績

#### ● ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(毎月分配型)

2019年9月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。



※上記の「基準価額の騰落率」とは、 「分配金再投資基準価額」の機落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

### 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 840円 設定来分配金合計額: 4,710円

決算期												第 84 期 19年9月
分配金	70円											

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

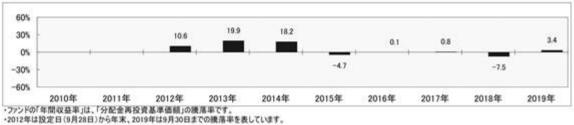
### 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

	組入上位10ファンド	
運用会社名	ファンド名	比率
ニューバーカー・バーマン・インヘ・ストメント・アト・バイサース・LLC	ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)	98.9%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	0.0%
		+
合計		98.9%

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

### 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ.およびロ.に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

イ.ニューヨークの銀行の休業日と同じ日付の日

ロ.前イ.のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日(当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。) お買付価額(1万口当たり)は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

### 2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ.およびロ.に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の 請求の受付けを行ないません。

イ、ニューヨークの銀行の休業日と同じ日付の日

口.前イ.のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし ます。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

「為替ヘッジあり」または「為替ヘッジなし」の受益者が、当該ファンドの換金の手取金をもって他のファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他のファンドの受益権の取得申込みの受付けが中止された場合、当該換金請求の申込みの受付けを中止することがあります。(なお、他のファンドとは、受益者が「為替ヘッジあり」の受益者である場合、「為替ヘッジなし」を、また「為替ヘッジなし」の受益者である場合、「為替ヘッジあり」をいいます。)

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情 (投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならび に資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、一部解約請求の受付けを中止することができます。

一部解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 5営業日目から受益者に支払います。 受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数 と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口 数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3 【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

### (注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券:原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券:計算日の基準価額で評価します。

### (注2)マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債:原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
  - 1.日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
  - 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
  - 3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先(委託会社) 電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)
- ・委託会社のホームページ アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

### (2) 【保管】

該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

2012年9月28日から2022年9月27日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と 合意のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4) 【計算期間】

毎月28日から翌月27日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始される ものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

### (5) 【その他】

信託の終了

- 1.委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 3. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 4.前3.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 5.前3.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 6.前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
- 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

9.受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 信託約款の変更等

- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2.委託会社は、前1.の事項(前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4.前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5.書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6.前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7.前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権 買取請求の規定の適用を受けません。

#### 運用報告書

- 1.委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を毎年3月および9月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- 2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

3.前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1.委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

### 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、第1計算期間の末日を除く決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

## 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金 (解約)手続等」をご参照下さい。

## 第3 【ファンドの経理状況】

## 【ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総 理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間 (2019年3月28日から 2019年9月27日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前 期 2019年3月27日現在	当 期 2019年9月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,117,454	5,744,053
投資信託受益証券	802,644,533	732,377,837
親投資信託受益証券	1,234	1,234
流動資産合計	813,763,221	738,123,124
資産合計	813,763,221	738,123,124
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	931,104	849,355
未払解約金	871,300	-
未払受託者報酬	20,258	20,312
未払委託者報酬	743,052	745,105
その他未払費用	34,234	32,227
流動負債合計	2,599,948	1,646,999
負債合計	2,599,948	1,646,999
純資産の部		
元本等		
元本	1 931,104,921	1 849,355,081
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	2 119,941,648	2 112,878,956
(分配準備積立金)	81,908,929	71,457,798
元本等合計	811,163,273	736,476,125
純資産合計	811,163,273	736,476,125
負債純資産合計	813,763,221	738,123,124

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前 期 自 2018年9月 至 2019年3月		当 期 自 2019年3月28日 至 2019年9月27日
営業収益			
受取配当金		9,807,019	4,850,125
有価証券売買等損益	1	3,956,932	1,883,179
営業収益合計		4,149,913	6,733,304
営業費用			
支払利息		2,117	2,375
受託者報酬		137,212	126,839
委託者報酬		5,033,153	4,652,826
その他費用		36,225	33,141
営業費用合計		5,208,707	4,815,181
営業利益又は営業損失( )		9,358,620	1,918,123
経常利益又は経常損失()		9,358,620	1,918,123
当期純利益又は当期純損失( )		9,358,620	1,918,123
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額())		410,262	17,467
期首剰余金又は期首欠損金( )	12	25,686,735	119,941,648
剰余金増加額又は欠損金減少額	2	20,807,232	10,688,152
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	2	20,807,232	10,688,152
剰余金減少額又は欠損金増加額		286,179	237,737
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		286,179	237,737
分配金	1	5,827,608	1 5,323,313
期末剰余金又は期末欠損金()	11	19,941,648	112,878,956

# (3) 【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

$\stackrel{\sim}{-}$			
		当期	
	区分	自 2019年3月28日	
		至 2019年9月27日	
1.	有価証券の評価基準及び評価	(1)投資信託受益証券	
	方法		
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。	
		時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評	
		価しております。	
		なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が	
		時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務	
		に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と	
		協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して	
		おります。	
		(2)親投資信託受益証券	
		移動平均法に基づき、時価で評価しております。	
		時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて	
		評価しております。	
2.	収益及び費用の計上基準	受取配当金	
		原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金	
		額を計上しております。	

# (貸借対照表に関する注記)

		区分	前期	当期
			2019年3月27日現在	2019年9月27日現在
1.	1	期首元本額	1,087,564,311円	931,104,921円
		期中追加設定元本額	2,109,744円	1,846,014円
		期中一部解約元本額	158,569,134円	83,595,854円
2.		特定期間末日における受益 権の総数	931,104,921□	849,355,081□

3.	2	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元	貸借対照表上の純資産額が元
			本総額を下回っており、その	本総額を下回っており、その
			差額は119,941,648円でありま	差額は112,878,956円でありま
			す。	す。

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期	当 期
区分	自 2018年9月28日	自 2019年3月28日
	至 2019年3月27日	至 2019年9月27日
1 分配金の計算過程	(自2018年9月28日 至2018	(自2019年3月28日 至2019
	年10月29日)	年5月7日)
	計算期間末における解約に伴	計算期間末における解約に伴
	う当期純利益金額分配後の配	う当期純利益金額分配後の配
	当等収益から費用を控除した	当等収益から費用を控除した
	額(874,654円)、解約に伴	額(755,483円)、解約に伴
	う当期純利益金額分配後の有	う当期純利益金額分配後の有
	価証券売買等損益から費用を	価証券売買等損益から費用を
	控除し、繰越欠損金を補填し	控除し、繰越欠損金を補填し
	た額(0円)、投資信託約款	た額(0円)、投資信託約款
	に規定される収益調整金	に規定される収益調整金
	(3,965,977円)及び分配準	(3,715,878円)及び分配準
	備積立金(89,665,563円)よ	備積立金(80,724,199円)よ
	リ分配対象額は94,506,194円	リ分配対象額は85,195,560円
	(1万口当たり920.58円)で	(1万口当たり928.11円)で
	あり、うち1,026,593円(1万	あり、うち917,946円(1万口
	口当たり10円)を分配金額と	当たり10円)を分配金額とし
	しております。	ております。

(自2018年10月30日 至2018 年11月27日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(975,145円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金 (3,931,454円)及び分配準 備積立金(87,981,920円)よ リ分配対象額は92,888,519円 (1万口当たり920.24円)で あり、うち1,009,393円(1万 口当たり10円)を分配金額と しております。

(自2018年11月28日 至2018 年12月27日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(923,008円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金 (3.793.454円)及び分配準 備積立金(84,121,082円)よ リ分配対象額は88,837,544円 (1万口当たり919.80円)で あり、うち965,837円(1万口 当たり10円)を分配金額とし ております。

(自2019年5月8日 至2019年 5月27日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(240,013円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金 (3,680,240円)及び分配準 備積立金(79,185,955円)よ リ分配対象額は83,106,208円 (1万口当たり920.77円)で あり、うち902,572円(1万口 当たり10円)を分配金額とし ております。

(自2019年5月28日 至2019 年6月27日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(783,571円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金 (3.695.792円)及び分配準 備積立金(78,250,289円)よ リ分配対象額は82,729,652円 (1万口当たり919.48円)で あり、うち899,745円(1万口 当たり10円)を分配金額とし ております。

(自2018年12月28日 至2019 年1月28日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(1,539,114円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (3,762,591円)及び分配準 備積立金(82,702,536円)よ リ分配対象額は88,004,241円 (1万口当たり925.99円)で あり、うち950,376円(1万口 当たり10円)を分配金額とし ております。

(自2019年1月29日 至2019 年2月27日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(1,273,958円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (3.766.721円)及び分配準 備積立金(82,731,030円)よ リ分配対象額は87,771,709円 (1万口当たり929.48円)で あり、うち944,305円(1万口 当たり10円)を分配金額とし ております。

(自2019年6月28日 至2019 年7月29日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(338,732円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金 (3,676,722円)及び分配準 備積立金(77,144,011円)よ リ分配対象額は81,159,465円 (1万口当たり913.29円)で あり、うち888,648円(1万口 当たり10円)を分配金額とし ております。

(自2019年7月30日 至2019 年8月27日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(0円)、解約に伴う当期 純利益金額分配後の有価証券 売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規 定される収益調整金 (3,604,594円)及び分配準 備積立金(74,534,348円)よ リ分配対象額は78,138,942円

(1万口当たり903.29円)で

あり、うち865,047円(1万口

当たり10円)を分配金額とし

ております。

(自2019年2月28日 至2019 年3月27日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(967,965円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金 (3,741,592円)及び分配準 備積立金(81,872,068円)よ リ分配対象額は86,581,625円 (1万口当たり929.88円)で あり、うち931,104円(1万口 当たり10円)を分配金額とし ております。

(自2019年8月28日 至2019 年9月27日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(0円)、解約に伴う当期 純利益金額分配後の有価証券 売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規 定される収益調整金 (3,564,864円)及び分配準 備積立金(72,307,153円)よ リ分配対象額は75,872,017円 (1万口当たり893.29円)で あり、うち849,355円(1万口 当たり10円)を分配金額とし ております。

## (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

		当期	
	区分	自 2019年3月28日	
		至 2019年9月27日	
ſ	1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4	
		項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用	
		の基本方針」に従っております。	
	2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。	
,	3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を 行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、 リスクの種類毎に行っております。	

についての補足説明

4. 金融商品の時価等に関する事項 │金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該 価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもありま す。

### 金融商品の時価等に関する事項

区分		当期	
		2019年9月27日現在	
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額	
	計上額との差額	と時価との差額はありません。	
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。	
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しに ことから、当該帳簿価額を時価としております。	

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

	前期	当期	
	2019年3月27日現在	2019年9月27日現在	
種類	最終の計算期間の損益に	最終の計算期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	2,887,921	2,375,217	
親投資信託受益証券	0	0	
合計	2,887,921	2,375,217	

## (デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期	当期
2019年3月27日現在	2019年9月27日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

当 期

自 2019年3月28日

至 2019年9月27日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわ れていないため、該当事項はありません。

### (1口当たり情報)

	前 期	当期
	2019年3月27日現在	2019年9月27日現在
1口当たり純資産額	0.8712円	0.8671円
(1万口当たり純資産額)	(8,712円)	(8,671円)

### (4) 【附属明細表】

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
↑生 <del>犬</del> 貝	<b>空</b> 位 1173	<b>分</b> 四 総 領	(円)	伸写
投資信託受益証	NB STRATEGIC INCOME FUND JPY HEDGED	0 007 672 710	722 277 027	
券	CLASS	9,007,672.710	732,377,837	
投資信託受益証券	<b>6</b> 合計		732,377,837	
親投資信託受益	ダイワ・マネーアセット・マザーファ	1 225	1 224	
証券	ンド	1,235	1,234	
親投資信託受益語	正券 合計		1,234	·
合計			732,379,071	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- 第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジクラス)」受益証券(円建)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ / N B ・ストラテジック・インカム・ファンド (円へッジクラス)」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## (米ドル建て)

		借対照表 年2月28日
<b>資産</b> 投資資産の評価額 (簿価 \$27,192,723)	\$	27 285 425
現金 現金	Φ	27,285,425 568
外国為替先渡契約による評価益		394,652
未収:		004,002
売却済みの投資		148,213
売却済みの投資 (繰延受渡)		563,896
利息		75,761
スワップ契約に係る未収変動証拠金		53,957
資産合計		28,522,472
жени		20,022,2
負債		
外国為替先渡契約による評価損		4,801
先物取引に係る未払変動証拠金		18,974
未払:		
購入済みの投資		150,000
購入済みの投資 (繰延受渡)		5,827,473
償還済み受益証券		46,858
専門家報酬		59,304
保管会社報酬		34,936
運用会社報酬		19,985
会計および管理会社報酬		14,703
名義書換代理人報酬		800
為替取引執行会社報酬		566
為替運用会社報酬		141
その他負債		928
負債合計		6,179,469
純資産	\$	22,343,003
純資産		
通貨セレクトクラス	\$	1,164,147
通貨分散 / N 1 クラス	·	131,285
円へッジクラス		10,391,954
円ヘッジ / N1クラス		5,659,544
ノンヘッジクラス		2,571,259
ノンヘッジ / N 1クラス		2,424,814
		22,343,003
整仁这 1, 亚共红类 口类		
発行済み受益証券口数 通貨セルクトクラフ		1 060 000
通貨セレクトクラス 通貨公共 / N 1 クラフ		1,868,808
通貨分散 / N1クラス		156,646

円ヘッジクラス	13,015,970
円ヘッジ / N 1クラス	5,662,947
ノンヘッジクラス	2,266,340
/ンヘッジ / N 1クラス	2,145,033
受益証券1口当り純資産額	
通貨セレクトクラス	\$ 0.623
通貨分散 / N1クラス	\$ 0.838
円へッジクラス	\$ 0.798
円ヘッジ / N 1 クラス	\$ 0.999
ノンヘッジクラス	\$ 1.135
/ンヘッジ / N 1クラス	\$ 1.130

Ŧ度

投資収益	損益 2018年2月28日	計算書 引に終了した年
受取利息 (源泉徴収税 \$3,395 控除後)	\$	559,398
配当収益 (源泉徴収税 \$105,021 控除後)		245,048
投資収益合計		804,446
費用		
運用会社報酬		132,844
保管会社報酬		109,576
専門家報酬		59,564
会計および管理会社報酬		45,001
受託会社報酬		29,544
名義書換代理人報酬		9,434
登録料		2,128
為替運用会社報酬		2,089
為替取引執行会社報酬		1,826
費用合計		392,006
投資純利益		412,440
実現益(損)および評価益(損): 実現益(損):		
証券投資		(29,487)
先物取引		36,265
スワップ契約		46,050
外国為替取引および外国為替先渡契約		166,611
純実現益		219,439
評価益(損)の純変動:		
証券投資		(18,684)
スワップ契約		719
先物取引		31,325
外国為替換算および外国為替先渡契約		351,878
評価益(損)の純変動		365,238
純実現·純評価益		584,677

(米ドル建て)

運用による純資産の純増

投資明細表 2018年2月28日

有価証券の明細 元本

評価額

997,117

		債券 (78.4%)	
		オーストラリア (0.5%)	
		社債 (0.5%)	
		Westpac Banking Corp.(a),(b),(c)	
USD	115,000	5.00% due 2049/12/31	\$ 109,947
		社債合計	109,947
		オーストラリア合計 (簿価 \$115,000)	109,947
		プラジル (0.3%)	
		社債 (0.3%)	
		Vale Overseas, Ltd.	
USD	55,000	6.25% due 2026/8/10	62,024
		社債合計	62,024
		ブラジル合計 (簿価 \$62,285)	62,024
		フランス (0.4%)	
		社債 (0.4%)	
		BNP Paribas S.A.	
USD	85,000	2.38% due 2020/5/21	83,985
		社債合計	83,985
		フランス合計 (簿価 \$84,174)	83,985
		メキシコ (0.8%)	
		社債 (0.8%)	
		Grupo Bimbo SAB de CV(a)	
USD	100,000	4.70% due 2047/11/10	95,750
		Petroleos Mexicanos(d)	
USD	80,000	6.50% due 2027/3/13	85,510
		社債合計	181,260
		メキシコ合計 (簿価 \$183,958)	181,260
		スペイン (1.0%)	
		社債 (1.0%)	
		Banco Santander S.A.	
USD	75,000	3.80% due 2028/2/23	72,076
		Telefonica Emisiones SAU	
USD	150,000	4.90% due 2048/3/6	150,593
		社債合計	222,669
		スペイン合計 (簿価 \$225,366)	222,669
		英国 (0.5%)	
		社債 (0.5%)	
		HSBC Holdings PLC(a),(b),(c)	
USD	120,000	6.00% due 2049/12/31	122,580
		社債合計	122,580
		英国合計 (簿価 \$120,000)	122,580
		米国 (74.9%)	
		資産担保証券 (19.9%)	
		Accredited Mortgage Loan Trust Series 2006-1 Class A4(a),(b)	
USD	228,680	1.90% due 2036/4/25	223,260
	40.004	Ally Auto Receivables Trust Series 2017-3 Class A2(a)	40.40=
USD	49,324	1.53% due 2020/3/16	49,187
		Capital One Multi-Asset Execution Trust Series 2014-A4 Class A4	
USD	240,000	(b) 1.95% due 2022/6/15	240,640
030	240,000	Capital One Multi-Asset Execution Trust Series 2015-A1 Class A1	240,040
USD	60,000	1.39% due 2021/1/15	59,993
OOD	00,000	Capital One Multi-Asset Execution Trust Series 2016-A1 Class A1	00,000
		(b)	
USD	40,000	2.04% due 2022/2/15	40,140
- =-		Carrington Mortgage Loan Trust Series 2005-NC5 Class M1(a),(b)	,. 10
USD	280,000	2.10% due 2035/10/25	279,357
	•	Carrington Mortgage Loan Trust Series 2006-NC1 Class A4(a),(b)	
USD	415,000	1.93% due 2036/1/25	409,852
		Carrington Mortgage Loan Trust Series 2006-RFC1 Class A4(a),(b)	

## 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

USD	415,000	1.86% due 2036/5/25	有価証券報告書( 409,148
		Chase Issuance Trust Series 2016-A2 Class A	
USD	200,000	1.37% due 2021/6/15	196,985
		COMM Mortgage Trust Series 2013-LC6 Class XB(b),(d)	
USD	4,000,000	0.37% due 2046/1/10	71,840
		COMM Mortgage Trust Series 2014-CR17 Class XA(b)	
USD	1,485,118	1.12% due 2047/5/10	66,298
		COMM Mortgage Trust Series 2014-UBS3 Class XA(b)	
USD	1,245,953	1.30% due 2047/6/10	63,228
		CWABS Asset-Backed Certificates Trust Series 2005-AB1 Class	
		M1(a),(b)	
USD	106,417	2.25% due 2035/8/25	106,133
		Federal Home Loan Mortgage Corp. Structured Agency Credit Risk	
		Debt Notes Series 2017-DNA2 Class M2(a),(b)	074.400
USD	250,000	5.07% due 2029/10/25	274,103
		Federal National Mortgage Association Connecticut Avenue	
	440.000	Securities Series 2017-C03 Class 1M2(a),(b)	447.405
USD	110,000	4.62% due 2029/10/25	117,485
		Federal National Mortgage Association Connecticut Avenue	
HCD	75.000	Securities Series 2017-C05 Class 1M2(a),(b)	76 044
USD	75,000	3.82% due 2030/1/25	76,341
USD	1 452 550	GS Mortgage Securities Trust Series 2014-GC18 Class XA(b) 1.11% due 2047/1/10	64 922
030	1,452,559	GSAA Home Equity Trust Series 2005-5 Class B1(a),(b)	64,823
USD	90,000	3.35% due 2035/2/25	84,941
03D	90,000	Home Equity Asset Trust Series 2005-1 Class M5(a),(b)	04,341
USD	65,000	2.72% due 2035/5/25	63,195
OOD	00,000	HSI Asset Securitization Corp. Trust Series 2006-OPT1 Class M1	00,100
		(a),(b)	
USD	50,000	1.98% due 2035/12/25	49,484
	,	JP Morgan Mortgage Acquisition Trust Series 2007-CH1 Class MV2	-7 -
		(a),(b)	
USD	115,000	1.90% due 2036/11/25	113,861
		Morgan Stanley Bank of America Merrill Lynch Trust Series 2014-	
		C16 Class XA(b)	
USD	1,529,030	1.16% due 2047/6/15	69,248
		Navient Student Loan Trust Series 2016-6 Class A1(a),(b),(d)	
USD	40,852	2.10% due 2066/3/25	40,956
		Park Place Securities, Inc. Asset-Backed Pass-Through	
		Certificates Series 2005-WCH1 Class M4(a),(b)	
USD	303,000	2.87% due 2036/1/25	304,598
		RAAC Trust Series 2006-SP2 Class M1(a),(b)	
USD	200,000	1.96% due 2036/2/25	198,621
		RAMP Trust Series 2005-RZ2 Class M4(a),(b)	
USD	230,000	2.18% due 2035/5/25	229,772
		Structured Asset Securities Corp. Mortgage Loan Trust Series	
		2005-WF4 Class M4(a),(b)	
USD	350,000	2.20% due 2035/11/25	351,977
		Structured Asset Securities Corp. Mortgage Loan Trust Series	
		2006-AM1 Class A4(a),(b)	
USD	100,033	1.78% due 2036/4/25	99,662
		Toyota Auto Receivables Owner Trust Series 2017-B Class A2A(a)	
USD	92,516	1.46% due 2020/1/15	92,198
		資産担保証券合計	4,447,326
		社債 (15.7%)	
		Abbott Laboratories(a)	
USD	60,000	4.90% due 2046/11/30	64,523
		AbbVie, Inc.(a)	
USD	70,000	4.70% due 2045/5/14	72,227
		Anheuser-Busch InBev Finance, Inc.(a)	
USD	45,000	4.70% due 2036/2/1	47,289
		Apple, Inc.(a)	

## 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

			有価証券報告書(内
USD	70,000	4.65% due 2046/2/23	76,353
		AT&T, Inc.(a)	
USD	75,000	4.75% due 2046/5/15	71,059
USD	110,000	5.45% due 2047/3/1	114,596
		Bank of America Corp.	
USD	75,000	3.95% due 2025/4/21	74,881
		BAT Capital Corp.(a),(d)	
USD	105,000	4.54% due 2047/8/15	102,125
		Broadcom Corp. / Broadcom Cayman Finance, Ltd.(a)	40.404
USD	20,000	3.50% due 2028/1/15	18,464
USD	125,000	3.88% due 2027/1/15	119,852
		Charter Communications Operating LLC / Charter Communications	
USD	165,000	Operating Capital(a) 4.91% due 2025/7/23	169,620
USD	165,000 30,000	5.38% due 2047/5/1	29,695
USD	65,000	6.48% due 2045/10/23	73,223
OOD	03,000	Dell International LLC / EMC Corp.(a),(d)	10,220
USD	145,000	5.45% due 2023/6/15	152,756
USD	60,000	6.02% due 2026/6/15	64,059
COD	00,000	Discovery Communications LLC(a)	0 1,000
USD	60,000	5.00% due 2037/9/20	59,901
USD	50,000	5.20% due 2047/9/20	49,703
002	33,333	Energy Transfer LP(a)	15,705
USD	45,000	6.50% due 2042/2/1	49,794
	-,	Energy Transfer Partners LP(a),(b),(c)	77.5
USD	105,000	6.63% due 2049/12/31	101,062
	,	EPR Properties(a)	,
USD	60,000	5.75% due 2022/8/15	64,145
		Ford Motor Credit Co. LLC	
USD	90,000	3.20% due 2021/1/15	89,408
		General Electric Co.(a),(b),(c)	
USD	295,000	5.00% due 2049/12/31	291,312
		Goldman Sachs Group, Inc.	
USD	35,000	2.60% due 2020/4/23(a)	34,727
USD	75,000	3.69% due 2028/6/5(a),(b)	72,975
USD	135,000	3.81% due 2029/4/23(a),(b)	131,808
USD	65,000	4.02% due 2038/10/31(a),(b)	62,811
USD	60,000	5.15% due 2045/5/22	64,724
		Hess Corp.(a)	
USD	55,000	4.30% due 2027/4/1	53,839
		Hewlett Packard Enterprise Co.(a)	
USD	70,000	3.60% due 2020/10/15	70,804
USD	95,000	4.90% due 2025/10/15	98,475
		JPMorgan Chase & Co.(a),(b)	
USD	55,000	3.88% due 2038/7/24	53,101
USD	55,000	3.90% due 2049/1/23	51,761
		Kinder Morgan, Inc.(a)	
USD	85,000	5.00% due 2021/2/15(d)	88,684
USD	90,000	5.55% due 2045/6/1	94,759
		Kroger Co.(a)	
USD	15,000	4.45% due 2047/2/1	14,113
1100	55.000	Microsoft Corp.(a)	00.000
USD	55,000	4.50% due 2057/2/6	60,382
1100	440.000	Morgan Stanley(a),(b)	407.044
USD	110,000	3.77% due 2029/1/24	107,644
USD	60,000	5.45% due 2049/12/31(c)	61,350
USD	65,000	MPLX LP(a) 4.13% due 2027/3/1	64,502
USD		4.13% due 2027/3/1 4.70% due 2048/4/15	106,587
	110,000		100,367
OOD		Noble Energy Inc (a)	
USD	75,000	Noble Energy, Inc.(a) 5.25% due 2043/11/15	79,402

			有価証券報告書(
USD	35,000	2.70% due 2020/2/3	34,757
		Verizon Communications, Inc.	
USD	50,000	4.13% due 2046/8/15	44,549
USD	74,000	4.67% due 2055/3/15	69,112
		Wells Fargo & Co.	
USD	35,000	2.55% due 2020/12/7	34,572
		社債合計	3,511,485
		国債・機関債 (39.3%)	
		Federal Home Loan Mortgage Corp., TBA(e)	
USD	265,000	3.00% due 2033/3/1	263,758
USD	185,000	3.00% due 2048/3/1	179,171
USD	80,000	3.50% due 2033/3/1	81,368
USD	845,000	3.50% due 2048/3/1	843,933
USD	1,100,000	4.00% due 2048/3/1	1,126,598
USD	100,000	4.50% due 2043/3/15	104,710
		Federal National Mortgage Association	
USD	230,000	3.00% due 2033/3/1, TBA(e)	228,967
USD	745,000	3.50% due 2048/3/1, TBA(e)	743,595
USD	1,340,000	4.00% due 2048/3/1, TBA(e)	1,372,322
USD	280,000	4.50% due 2048/3/1, TBA(e)	293,110
USD	20,000	5.63% due 2037/7/15	26,602
		U.S. Treasury Bonds	
USD	170,000	2.25% due 2046/8/15	141,777
		U.S. Treasury Inflation Indexed Bonds	
USD	195,592	2.38% due 2027/1/15	223,203
USD	740,608	2.50% due 2029/1/15	874,135
USD	104,165	3.38% due 2032/4/15	139,501
USD	251,493	3.63% due 2028/4/15	321,426
USD	659,824	3.88% due 2029/4/15	875,323
HOD	005.545	U.S. Treasury Inflation Indexed Notes	204.004
USD	395,515	0.25% due 2025/1/15	384,891
1100	400.000	U.S. Treasury Notes	00.047
USD	100,000	1.13% due 2019/2/28	99,047
USD	385,000	1.50% due 2023/2/28	364,126
USD	15,000	1.63% due 2026/2/15	13,691
USD	80,000	2.13% due 2021/12/31 2.25% due 2027/2/15	/8,/53
USD	5,000		4,750
		国債・機関債合計	8,784,757
		米国合計 (簿価 \$16,732,169)	16,743,568
		債券合計 (簿価 \$17,522,952)	17,526,033
	<u>口数</u>	上場投資信託(ETF) (34.5%)	
		米国 (34.5%)	
	19,420	iShares iBoxx \$ High Yield Corporate Bond ETF	1,673,616
	18,900	iShares JP Morgan USD Emerging Markets Bond ETF	2,127,006
	50,510	SPDR Bloomberg Barclays High Yield Bond ETF	1,828,967
	67,851	SPDR Bloomberg Barclays Short Term High Yield Bond ETF	1,866,581
	11,000	VanEck Vectors JP Morgan EM Local Currency Bond ETF	214,060
		米国合計	7,710,230
		上場投資信託(ETF)合計 (簿価 \$7,620,609)	7,710,230
	<u>元本</u>	短期投資 (9.2%)	
		米国 (6.7%)	
		国債・機関債 (6.7%)	
		U.S. Treasury Bill <sup>(1)</sup>	
	1,500,000	zero coupon, due 2018/5/24	1,495,833
		国債·機関債合計	1,495,833
		米国合計 (簿価 \$1,495,833)	1,495,833
		グランド・ケイマン (0.0%)	.,,,
		定期預金 (0.0%)	
		Brown Brothers Harriman & Co.	
EUR	0 <sup>(2)</sup>	-0.58% due 2018/3/1	1
	-		
JPY	46,634	-0.31% due 2018/3/1	437

大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

				1	月伽訨夯報古書(
GBP	6	0.23% due 2018/3/1			8
CAD	54	0.55% due 2018/3/1			42
AUD	912	0.63% due 2018/3/1			710
NZD	55	0.90% due 2018/3/1			40
ZAR	1,419	5.70% due 2018/3/1			120
		定期預金合計			1,358
		グランド・ケイマン合計 (簿価 \$1,358)			1,358
		スウェーデン (2.5%)			
		定期預金 (2.5%)			
		Skandinaviska Enskilda Banken AB			
USD	551,971	0.78% due 2018/3/1			551,971
		定期預金合計			551,971
		スウェーデン合計 (簿価 \$551,971)			551,971
		短期投資合計 (簿価 \$2,049,162)			2,049,162
			<u>対純資産</u>		
			比率		
		投資総額 (簿価 \$27,192,723)	122.1%	\$	27,285,425
		現金および他の資産を超過する負債	(22.1)		(4,942,422)
		純資産	100.0%	\$	22,343,003

(1)この証券のすべてもしくは一部が2018年2月28日時点の先物取引の担保として取引相手に差し入れられています。

#### (2)0.5未満

投資明細表のすべての有価証券は運用会社の最善の判断に基づいて有価証券の所在地ではなく、リスクの所在国によって分類されています。

### 用語集:

TBA To be announced (事後告知)の略。米国政府機関によって発行される不動産ローン担保証券の先渡取引で、合意された将来の決済日に 受渡しがされます。

- (a) 償還条項付き証券。
- (b) 2018年2月28日時点の変動金利証券。
- (c) 永久債。
- (d) 144A 証券 1933年証券取引法の規則144Aの下でSECへの登録の適用除外になっている証券。これらの証券は、登録せずに主として適格機関 投資家に転売が可能です。他に指定がない限り、これらの証券は非流動的だとはみなされません。
- (e) 発行日取引または繰延受渡しベースで購入された証券。

2018年2月28日時点で、以下の先物取引によりブローカーに対し現金\$1,013の未払金があります。

### 2018年2月28日時点の先物取引 (純資産の-0.1%)

ポジション	銘柄	限月	枚数	評値	<b>西益/(損)</b>
Long	Brazil Real April Futures	2018年3月	4	\$	840
Short	Euro-OAT March Futures	2018年3月	(4)		(5,086)
Long	Mexican Peso March Futures	2018年3月	9		4,591
Short	U.S. Treasury 10 Year Note (CBT) June Futures	2018年6月	(21)		(4,248)
Short	U.S. Treasury 10 Year Ultra June Futures	2018年6月	(11)		(5,823)
Long	U.S. Treasury 5 Year Note (CBT) June Futures	2018年6月	2		281
Short	U.S. Treasury Long Bond (CBT) June Futures	2018年6月	(8)		(8,516)
				\$	(17,961)

2018年2月28日時点で、以下の中央清算対象スワップ契約によりブローカーに対し現金\$36,700の未収金があります。

#### 2018年2月28日時点の中央清算対象のクレジット・デフォルト・スワップ契約 (純資産の0.0%)

			信用プロ		受取/	インプライド					
通貨	取引相手	想定元本	テクショ	インデックス	(支払)	信用スプ	満期日	評価	益/(損)		
			ン		(22)	レッド					
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	218,250	Sell	CDX.EM.28 Index	1.000%	1.41%	2022/12/20	9	7.822		

### 2018年2月28日時点の中央清算対象の金利スワップ契約 (純資産の0.0%)

通貨	取引相手	想定元本	指標金利	受取/(支払)	満期日	評価	益/(損)
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	130,000	3-Month USD-LIBOR	Receive, 2.426%	2027/12/7	\$	4,808
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	130,000	3-Month USD-LIBOR	Receive, 2.432%	2027/12/7		4,627
						\$	9,435

## 2018年2月28日時点の通貨セレクトクラス外国為替先渡契約 (純資産の0.0%)

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	評	価益	評	価(損)	純評	<b>価益/(損)</b>
CNY	Citibank N.A.	1,199,958	2018/3/13	USD	190,270	\$	-	\$	(874)	\$	(874)
IDR	Citibank N.A.	2,591,624,948	2018/3/13	USD	190,576		-		(2,219)		(2,219)
INR	Citibank N.A.	12,910,405	2018/3/13	USD	199,618		-		(1,708)		(1,708)
MXN	Citibank N.A.	3,639,847	2018/3/13	USD	192,550		17		_		17
RUB	Citibank N.A.	11,014,368	2018/3/13	USD	191,209		4,106		_		4,106
TRY	Citibank N.A.	806,402	2018/3/13	USD	211,117		22		_		22
						\$	4,145	\$	(4,801)	\$	(656)

## 2018年2月28日時点の円ヘッジクラス外国為替先渡契約 (純資産の1.1%)

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	1	<b>評価益</b>	評価	(損)	純評	画益/(損)
JPY	Citibank N.A.	1.112.135.733	2018/3/13	USD	10.174.837	\$	254.801	\$	_	\$	254.801

### 2018年2月28日時点の円ヘッジN1クラス外国為替先渡契約 (純資産の0.6%)

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	1	<b>評価益</b>	評価	(損)	純評	価益/(損)
JPY	Citibank N.A.	600,500,141	2018/3/13	USD	5,495,801	\$	135,706	\$	_	\$	135,706

#### 通貨の略称

AUD	-	オーストラリア・ドル
CAD	-	カナダ・ドル
CNY	-	人民元
EUR	-	ユーロ
GBP	-	英ポンド
IDR	-	インドネシア・ルピア
INR	-	インド・ルピー
JPY	-	日本円
MXN	-	メキシコ・ペソ
NZD	-	ニュージーランド・ドル
RUB	-	ロシア・ルーブル
TRY	-	トルコ・リラ
USD	-	米ドル
ZAR	-	南アフリカ・ランド

「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

	2019年3月27日現在	2019年9月27日現在
	金 額(円)	金 額(円)
資産の部		

				有侧趾分散古者 ( 内国投真活动
流動資産				
コール・ローン			8,017,819,045	8,391,505,931
流動資産合計			8,017,819,045	8,391,505,931
資産合計			8,017,819,045	8,391,505,931
負債の部				
流動負債				
未払解約金			-	1,088,770,000
その他未払費用		,	-	17,847
流動負債合計		·	-	1,088,787,847
負債合計			-	1,088,787,847
純資産の部		·		
元本等		,		
元本		1	8,019,879,907	7,307,824,503
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金(	)	2	2,060,862	5,106,419
元本等合計			8,017,819,045	7,302,718,084
純資産合計			8,017,819,045	7,302,718,084
負債純資産合計			8,017,819,045	8,391,505,931

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	,
	自 2019年3月28日
	至 2019年9月27日
該当事項はありません。	

# (貸借対照表に関する注記)

	区分	2019年3月27日現在	2019年9月27日現在
1. 1 其	朝首	2018年9月28日	2019年3月28日
Į	期首元本額	9,135,686,688円	8,019,879,907円
Į	期中追加設定元本額	930,054,361円	3,972,632,815円
Į	期中一部解約元本額	2,045,861,142円	4,684,688,219円
Į	期末元本額の内訳		
ファン	′ド名		
/ 5	ダイワ債券コア戦略ファンド	999円	999円
	(為替ヘッジあり)		

		有価証券報告書(内国投資信託
ダイワ債券コア戦略ファンド	999円	999円
(為替ヘッジなし)		
通貨選択型ダイワ米国株主還	219,583円	219,583円
元株 クワトロプレミアム		
(毎月分配型)		
通貨選択型ダイワ米国株主還	24,953円	24,953円
元株 クワトロプレミアム		
(年2回決算型)		
ダイワ米国株主還元株ツイン	848,389円	848,389円
プレミアム(毎月分配型)		
ダイワ米国株主還元株ツイン	66,873円	66,873円
プレミアム(年2回決算		
型)		
ダイワ米国株主還元株ファン	36,730,213円	36,730,213円
۴		
ダイワDBモメンタム戦略	6,592,748円	6,592,748円
ファンド(為替ヘッジあり)		
ダイワDBモメンタム戦略	10,288,683円	10,288,683円
ファンド(為替ヘッジなし)		
ダイワ / バリュー・パート	10,000円	10,000円
ナーズ・チャイナ・イノベー		
ター・ファンド		
ダイワ / NB・米国債券戦略	4,995円	4,995円
ファンド 為替ヘッジあり		
(年1回決算型)		
ダイワ / NB・米国債券戦略	4,995円	4,995円
ファンド 為替ヘッジなし		
(年1回決算型)		
ダイワ・ブラジル・レアル債	49,911円	49,911円
(毎月分配型) - スー		
パー・ハイインカム - 50		
コース		
ダイワ・ブラジル・レアル債	49,911円	49,911円
(毎月分配型) - スー		
パー・ハイインカム - 100		
コース		
ダイワ・オーストラリア高配	15,470,205円	106,501,332円
当株ファンド・マネー・ポー		
トフォリオ		
ダイワ日本株式インデック	858,588,190円	- 円
ス・ファンド - シフト11		
Ver3 -		
l	· '	. I

		有価証券報告書(内国投資信託
ダイワ日本株式インデック ス・ファンド - シフト11 Ver6 -	2,475,152,803円	1,052,878,511円
ダイワ日本株式インデック ス・ファンド - シフト11 Ver7 -	828,595,357円	1,327,444,782円
ダイワ日本株式インデック ス・ファンド - シフト11 Ver4 -	765,946,334円	858,767,992円
ダイワ日本株式インデック ス・ファンド - シフト11 Ver5 -	2,095,808,384円	3,405,863,412円
ダイワ円債セレクト マネー コース	918,900,894円	494,950,734円
ダイワ・スイス高配当株ツイ ン (毎月分配型)	2,996,106円	2,996,106円
通貨選択型ダイワ世界インカム・ハンター (毎月分配型) 為替ヘッジなしコース	1,490,665円	1,490,665円
通貨選択型ダイワ世界インカム・ハンター(毎月分配型) 日本円コース	497,633円	497,633円
通貨選択型ダイワ世界インカム・ハンター(毎月分配型) ブラジル・レアル・コース	994,307円	994,307円
通貨選択型ダイワ世界インカム・ハンター(毎月分配型) 通貨セレクト・コース	397,742円	397,742円
ダイワ世界インカム・ハン ター ( 年2回決算型 ) 為替 ヘッジあり	40,885円	40,885円
ダイワ世界インカム・ハン ター(年2回決算型)為替 ヘッジなし	100,789円	100,789円
ダイワ/NB・米国債券戦略 ファンド 為替ヘッジあり (毎月分配型)	1,235円	1,235円
ダイワ/NB・米国債券戦略 ファンド 為替ヘッジなし (毎月分配型)	1,598円	1,598円

_				有恤訨夯報告書(内国投貨信託
		通貨選択型 ダイワ/NB・	1,544円	1,544円
		米国債券戦略ファンド 日本		
		円コース(毎月分配型)		
		通貨選択型 ダイワ/NB・	1,984円	1,984円
		米国債券戦略ファンド 通貨		
		セレクトコース(毎月分配		
		型)		
	計		8,019,879,907円	7,307,824,503円
2.		期末日における受益権の総数	8,019,879,907□	7,307,824,503口
3.	2	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元	貸借対照表上の純資産額が元
			本総額を下回っており、その	本総額を下回っており、その
			差額は2,060,862円でありま	差額は5,106,419円でありま
			す。	す。

# (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	区分	自 2019年3月28日 至 2019年9月27日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4
		項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用
		の基本方針」に従っております。 
2.	金融商品の内容及びリスク	  当ファンドが保有する金融商品の種類は、金銭債権及び金銭債務
		等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。
		これらの金融商品に係るリスクは、信用リスクであります。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	    複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を
0.	型は四日にからノバノ日注を呼	行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、
		リスクの種類毎に行っております。
4.	金融商品の時価等に関する事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が
	についての補足説明	ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該
		価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、
		異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもありま
1		す。

# 金融商品の時価等に関する事項

区分		2019年9月27日現在	
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額	
	計上額との差額	と時価との差額はありません。	

2. 金融商品の時価の算定方法

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい ことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

2019年3月27日現在	2019年9月27日現在	
該当事項はありません。	該当事項はありません。	

# (デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2019年3月27日現在	2019年9月27日現在	
該当事項はありません。	該当事項はありません。	

### (1口当たり情報)

	2019年3月27日現在	2019年9月27日現在
1口当たり純資産額	0.9997円	0.9993円
(1万口当たり純資産額)	(9,997円)	(9,993円)

### 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

- (1) 株式該当事項はありません。
- (2) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

# 【ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(毎月分配型)】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総 理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間 (2019年3月28日から 2019年9月27日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

# 1【財務諸表】

ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(毎月分配型)

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前 期 2019年3月27日現在	当 期 2019年9月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,741,747	2,912,531
投資信託受益証券	214,799,329	202,345,075
親投資信託受益証券	1,597	1,596
流動資産合計	217,542,673	205,259,202
資産合計	217,542,673	205,259,202
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,487,294	1,475,633
未払受託者報酬	5,497	5,666
未払委託者報酬	201,806	208,120
その他未払費用	10,196	8,750
流動負債合計	1,704,793	1,698,169
負債合計	1,704,793	1,698,169
純資産の部		
元本等		
元本	1 212,470,588	1 210,804,736
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	2 3,367,292	2 7,243,703
(分配準備積立金)	4,460,908	-
元本等合計	215,837,880	203,561,033
純資産合計	215,837,880	203,561,033
負債純資産合計	217,542,673	205,259,202

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前 期 2018年9月28日 2019年3月27日	自至	当 期 2019年3月28日 2019年9月27日
営業収益			
受取配当金	5,766,480		3,711,265
有価証券売買等損益	8,860,074		4,165,520
営業収益合計	3,093,594		454,255
営業費用			
支払利息	792		1,003
受託者報酬	41,092		34,637
委託者報酬	1,508,213		1,272,080
その他費用	10,995		9,017
営業費用合計	 1,561,092		1,316,737
営業損失( )	4,654,686		1,770,992
経常損失( )	4,654,686		1,770,992
当期純損失 ( )	4,654,686		1,770,992
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	273,000		71,255
期首剰余金又は期首欠損金()	19,300,433		3,367,292
剰余金増加額又は欠損金減少額	334,307		276,538
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-		276,538
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	334,307		-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,196,083		65,850
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,196,083		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-		65,850
分配金	1 10,143,679		1 8,979,436
期末剰余金又は期末欠損金( )	3,367,292		7,243,703

# (3) 【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当期		
区分	自 2019年3月28日		
	至 2019年9月27日		
1. 有価証券の評価基準及び評価	(1)投資信託受益証券		
方法			
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。		
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評		
	価しております。		
	なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が		
	時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務		
	に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と		
	協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して		
	おります。		
	(2)親投資信託受益証券		
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。		
	時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて		
	評価しております。		
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金		
	原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金		
	額を計上しております。		

# (貸借対照表に関する注記)

	V Δ	前期	当期
	区分	2019年3月27日現在	2019年9月27日現在
1.	1 期首元本額	260,996,165円	212,470,588円
	期中追加設定元本額	12,148,826円	7,930,963円
	期中一部解約元本額	60,674,403円	9,596,815円
2.	特定期間末日における受益 権の総数	212,470,588□	210,804,736口

3.	2	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元
			本総額を下回っており、その
			差額は7,243,703円でありま
			ुं चे 。

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期	当期
区分	自 2018年9月28日	自 2019年3月28日
	至 2019年3月27日	至 2019年9月27日
1 分配金の計算過程	(自2018年9月28日 至2018	(自2019年3月28日 至2019
	年10月29日)	年5月7日)
	計算期間末における解約に伴	計算期間末における解約に伴
	う当期純利益金額分配後の配	う当期純利益金額分配後の配
	当等収益から費用を控除した	当等収益から費用を控除した
	額(728,476円)、解約に伴	額(655,893円)、解約に伴
	う当期純利益金額分配後の有	う当期純利益金額分配後の有
	価証券売買等損益から費用を	価証券売買等損益から費用を
	控除し、繰越欠損金を補填し	控除し、繰越欠損金を補填し
	た額(0円)、投資信託約款	た額(0円)、投資信託約款
	に規定される収益調整金	に規定される収益調整金
	(68,081,336円)及び分配準	(55,732,932円)及び分配準
	備積立金(11,798,838円)よ	備積立金(4,454,641円)よ
	リ分配対象額は80,608,650円	リ分配対象額は60,843,466円
	(1万口当たり3,074.58円)	(1万口当たり2,851.94円)
	であり、うち1,835,244円(1	であり、うち1,493,381円(1
	万口当たり70円)を分配金額	万口当たり70円)を分配金額
	としております。	としております。

(自2018年10月30日 至2018 年11月27日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(932,797円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金 (68,383,203円)及び分配準 備積立金(10,676,267円)よ リ分配対象額は79,992,267円 (1万口当たり3,040.03円) であり、うち1,841,908円(1 万口当たり70円)を分配金額 としております。

(自2018年11月28日 至2018 年12月27日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(744,389円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金 (63.781.961円)及び分配準 備積立金(8,954,185円)よ リ分配対象額は73,480,535円 (1万口当たり3,000.42円) であり、うち1,714,303円(1 万口当たり70円)を分配金額 としております。

(自2019年5月8日 至2019年 5月27日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(489,918円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金 (55,793,939円)及び分配準 備積立金(3,601,937円)よ リ分配対象額は59,885,794円 (1万口当たり2,804.89円) であり、うち1,494,534円(1 万口当たり70円)を分配金額 としております。

(自2019年5月28日 至2019 年6月27日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(431,761円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金 (55.949.076円)及び分配準 備積立金(2,590,297円)よ リ分配対象額は58,971,134円 (1万口当たり2,755.06円) であり、うち1,498,325円(1 万口当たり70円)を分配金額 としております。

(自2018年12月28日 至2019 年1月28日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(910,172円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金 (62,132,844円)及び分配準 備積立金(7,738,476円)よ リ分配対象額は70,781,492円 (1万口当たり2,968.59円) であり、うち1,669,040円(1 万口当たり70円)を分配金額 としております。

(自2019年1月29日 至2019 年2月27日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(791,817円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金 (59.498.849円)及び分配準 備積立金(6,584,716円)よ リ分配対象額は66,875,382円 (1万口当たり2,933.33円) であり、うち1,595,890円(1 万口当たり70円)を分配金額 としております。

(自2019年6月28日 至2019 年7月29日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(572,282円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金 (56,200,185円)及び分配準 備積立金(1,515,967円)よ リ分配対象額は58,288,434円 (1万口当たり2,711.69円) であり、うち1,504,669円(1 万口当たり70円)を分配金額 としております。

(自2019年7月30日 至2019 年8月27日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(356,576円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金 (56.510.581円)及び分配準 備積立金(583,580円)より 分配対象額は57,450,737円 (1万口当たり2,658.18円) であり、うち1,512,894円(1 万口当たり70円)を分配金額 としております。

(自2019年2月28日 至2019 年3月27日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(591,713円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金 (55,481,100円)及び分配 備積立金(5,356,489円)よ リ分配対象額は61,429,302円 (1万口当たり2,891.19円) であり、うち1,487,294円(1 万口当たり70円)を分配金額 (自2019年8月28日 至2019 年9月27日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(494,038円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金 (54,560,186円)及び分配準 備積立金(0円)より分配対 象額は55,054,224円(1万口 当たり2,611.62円)であり、 うち1,475,633円(1万口当た リ70円)を分配金額としてお ります。

### (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

		当期
	区分	自 2019年3月28日
		至 2019年9月27日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4
		項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用
		の基本方針」に従っております。
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を 行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、 リスクの種類毎に行っております。

としております。

についての補足説明

4. 金融商品の時価等に関する事項 │金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該 価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもありま す。

#### 金融商品の時価等に関する事項

	 区 分	当期
	<u>⊳</u> 7)	2019年9月27日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
	計上額との差額	と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

### (有価証券に関する注記)

### 売買目的有価証券

>5>C 15151HH23				
	前 期	当期		
	2019年3月27日現在	2019年9月27日現在		
種類	最終の計算期間の損益に	最終の計算期間の損益に		
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)		
投資信託受益証券	360,585	2,734,458		
親投資信託受益証券	0	1		
合計	360,585	2,734,457		

### (デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期	当期
2019年3月27日現在	2019年9月27日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

当 期

自 2019年3月28日

至 2019年9月27日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわ れていないため、該当事項はありません。

# (1口当たり情報)

	前 期	当期
	2019年3月27日現在	2019年9月27日現在
1口当たり純資産額	1.0158円	0.9656円
(1万口当たり純資産額)	(10,158円)	(9,656円)

# (4) 【附属明細表】

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式該当事項はありません。

# (2) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証 券	NB STRATEGIC INCOME FUND NON HEDGED CLASS	1,711,394.990	202,345,075	
投資信託受益証券 合計			202,345,075	
親投資信託受益 証券	ダイワ・マネーアセット・マザーファ ンド	1,598	1,596	
親投資信託受益証券合計			1,596	
合計			202,346,671	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)」受益証券(円建)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ / N B・ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジ クラス)」の状況

前記「ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

### 2 【ファンドの現況】

# ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)

# 【純資産額計算書】

2019年9月30日

資産総額	736,292,501円
負債総額	74,181円
純資産総額( - )	736,218,320円
発行済数量	849,652,363□
1単位当たり純資産額( / )	0.8665円

# (参考) ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

# 純資産額計算書

2019年9月30日

資産総額		8,117,883,755円
負債総額		815,217,847円
純資産総額( - )		7,302,665,908円
発行済数量		7,307,824,503□
1単位当たり純資産額( /	)	0.9993円

# ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(毎月分配型)

### 純資産額計算書

2019年9月30日

資産総額	205,500,108円
負債総額	20,502円
純資産総額( - )	205,479,606円
発行済数量	211,940,902□
1単位当たり純資産額(/)	0.9695円

# (参考) ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

前記「ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)」の記載と同じ。

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

#### 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等 該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典 ありません。
- (3) 譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

#### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等 に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

### (8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則 として取得申込者とします。)に支払います。

# (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほ か、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

# 第二部 【委託会社等の情報】

#### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

#### a. 資本金の額

2019年9月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株 発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

#### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

### イ.ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

#### 口,投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

### 八.運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二.運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された 基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから 提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、 承認します。

- ホ.ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議
  - ・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

### ・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

#### ・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての 報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

### ・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定 します。

# 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託 の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を 行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2019年9月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

基本的性格	本数 (本)	純資産額の合計額(百万円)	
単位型株式投資信託	63	119,570	
追加型株式投資信託	712	15,788,257	
株式投資信託 合計	775	15,907,827	
単位型公社債投資信託	28	94,090	
追加型公社債投資信託	14	1,400,808	
公社債投資信託 合計	42	1,494,898	
総合計	817	17,402,725	

#### 3 【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
- 3.財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# (1) 【貸借対照表】

		(平位.日/川)		
	前事業年度 (2018年 3 月31日)	当事業年度 (2019年 3 月31日)		
 資産の部				
流動資産				
現金・預金	28,709	28,489		
有価証券	0	554		
前払費用	201	214		
未収委託者報酬	12,368	11,468		
未収収益	82	98		
その他	47	56		
流動資産計	41,410	40,882		
固定資産				
有形固定資産	1 213	1 206		
建物	12	10		
器具備品	200	195		
無形固定資産	2,614	2,821		
ソフトウェア	2,456	2,804		
ソフトウェア仮勘定	158	17		
投資その他の資産	15,066	12,799		
投資有価証券	8,600	8,493		
関係会社株式	5,129	1,836		
出資金	183	183		
長期差入保証金	1,072	1,070		
繰延税金資産	1,078	1,183		
その他	34	31		
固定資産計	18,927	15,827		
資産合計	60,337	56,709		

	前事業年度 (2018年 3 月31日)	当事業年度 (2019年 3 月31日)	
負債の部			
流動負債			
預り金	65	75	
未払金	9,747	8,548	
未払収益分配金	8	15	
未払償還金	59	40	
未払手数料	5,202	4,610	
その他未払金	2 4,476	2 3,882	
未払費用	4,148	3,735	
未払法人税等	850	726	
未払消費税等	583	255	
賞与引当金	1,012	725	
その他	335	2	
流動負債計	16,744	14,070	
固定負債			
退職給付引当金	2,350	2,389	
役員退職慰労引当金	125	103	
その他	5	2	
固定負債計	2,481	2,496	
負債合計	19,225	16,567	
純資産の部			
株主資本			
資本金	15,174	15,174	
資本剰余金			
資本準備金	11,495	11,495	
資本剰余金合計	11,495	11,495	
利益剰余金			
利益準備金	374	374	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	13,850	13,052	
利益剰余金合計	14,225	13,426	
株主資本合計	40,895	40,096	
評価・換算差額等		,	

その他有価証券評価差額金	216	46
評価・換算差額等合計	216	46
純資産合計	41,112	40,142
負債・純資産合計	60,337	56,709

# (2) 【損益計算書】

		( +12.17)
	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	82,510	76,052
その他営業収益	733	673
営業収益計	83,244	76,725
営業費用		
支払手数料	40,392	35,789
広告宣伝費	673	694
調査費	9,816	9,066
調査費	955	1,057
委託調査費	8,860	8,009
委託計算費	839	1,351
営業雑経費	1,579	1,557
通信費	249	228
印刷費	500	513
協会費	53	55
諸会費	13	13
その他営業雑経費	762	746
営業費用計	53,300	48,459
一般管理費		
給料	5,840	5,755
役員報酬	377	373
給料・手当	3,973	4,145
賞与	477	510
賞与引当金繰入額	1,012	725
福利厚生費	788	796
交際費	55	64
旅費交通費	195	178
租税公課	501	472
不動産賃借料	1,281	1,291
退職給付費用	316	374

役員退職慰労引当金繰入額	46	34
固定資産減価償却費	977	907
諸経費	1,528	1,819
一般管理費計	11,531	11,693
営業利益	18,411	16,572

(単位:百万円)

		(十四,口/111)
	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31 日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	210	215
有価証券償還益	17	133
その他	130	172
営業外収益計	359	521
営業外費用		
投資有価証券売却損	0	40
有価証券償還損	3	32
その他	25	60
営業外費用計	29	132
経常利益	18,741	16,961
特別損失		
関係会社整理損失	333	29
特別損失計	333	29
税引前当期純利益	18,407	16,931
法人税、住民税及び事業税	5,843	5,076
法人税等調整額	106	15
法人税等合計	5,737	5,060
当期純利益	12,670	11,870

# (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日至 2018年3月31日)

株主資本							
	資本剰余金		利益剰余金				
			その他利益				
資本金	次士准供办	· 咨★淮供令	資本準備金	   資本準備金   利益準備金	剰余金	利益剰余金	株主資本合計
	貝平牛佣立	<b>州</b> 田 年	繰越利益	合計			
			剰余金				

					日岡毗刀	<u> 報口首(內国权負信託</u>
当期首残高	15,174	11,495	374	12,231	12,606	39,276
会計方針の変更に				480	480	480
よる累積的影響額	-	•	•	400	400	460
会計方針の変更を反	15,174	11 105	374	12,712	13,086	20. 756
映した当期首残高	15,174	11,495	3/4	12,712	13,000	39,756
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	11,532	11,532	11,532
当期純利益	-	-	-	12,670	12,670	12,670
株主資本以外の						
項目の当期変動	-	-	-	-	-	-
額(純額)						
当期变動額合計	•	ı	-	1,138	1,138	1,138
当期末残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895

	評価・換	算差額等	
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	264	264	39,540
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	480
会計方針の変更を反 映した当期首残高	264	264	40,021
当期変動額			
剰余金の配当	•	•	11,532
当期純利益	-	-	12,670
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	47	47	47
当期変動額合計	47	47	1,090
当期末残高	216	216	41,112

# 当事業年度(自 2018年4月1日至 2019年3月31日)

			株	 主資本		
		資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本準備金	利益準備金	その他利益		
<u> </u>				剰余金	利益剰余金	株主資本合計
				繰越利益	合計	
				剰余金		

				-	日叫此为	<b>報口首(四国权其后司</b>
当期首残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895
会計方針の変更に						
よる累積的影響額	•	•	-	-	•	-
会計方針の変更を反	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895
映した当期首残高	15,174	11,495	3/4	13,650	14,225	40,695
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	12,669	12,669	12,669
当期純利益	-	-	-	11,870	11,870	11,870
株主資本以外の						
項目の当期変動	-	-	-	-	-	-
額(純額)						
当期変動額合計	-	•	-	798	798	798
当期末残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096

	評価・換	算差額等	
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	216	216	41,112
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	反 216	216	41,112
当期変動額			
剰余金の配当	•	-	12,669
当期純利益	-	-	11,870
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	170	170	170
当期変動額合計	170	170	969
当期末残高	46	46	40,142

# 注記事項

(重要な会計方針)

- 1 . 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。
  - (2) その他有価証券 時価のあるもの

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)を採用しております。

#### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

 建物
 10~18年

 器具備品
 4~20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年間)に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給 額を計上しております。

### 4.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### (会計方針の変更)

(税効果会計に係る会計基準の適用指針の適用)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、子会社株式等に対する投資に係る将来加算一時差異に基づく繰延税金負債を過年度に遡及して取り崩した結果、貸借対照表の繰延税金負債が480百万円減少し、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の遡及適用後の前事業年度期首残高が480百万円増加しております。

#### (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3 月30日)

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されま す。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

### (2) 適用予定日

当財務諸表の作成時において検討中であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

#### (表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

#### (損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取配当金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「受取配当金」75百万円、「その他」55百万円は、「その他」130百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「有価証券償還損」は、営業 外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示 方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」の「その他」に表示していた29百万円は、「有価証券償還損」3百万円、「その他」25百万円として組替えております。

### (貸借対照表関係)

#### 1 有形固定資産の減価償却累計額

1377 A (2) (A (2) (A) (A (2) (A) (A (2) (A (2) (A (2) (A) (A (2) (A (2) (A (2) (A (2) (A (2) (A) (A (2) (A (2) (A (2) (A (2) (A (2) (A) (A (2) (A (2) (A (2) (A) (A (2) (A (2) (A (2) (A) (A) (A (2) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A	2-1 2741 42	
	前事業年度	当事業年度
	(2018年3月31日)	(2019年3月31日)
 建物		

器具備品 235百万円

### 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度	当事業年度
	(2018年3月31日)	(2019年3月31日)
 未払金	4,406百万円	

#### 3 保証債務

### 前事業年度(2018年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務1,701百万円に対して保証を行っております。

### 当事業年度(2019年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	
発行済株式					
普通株式	2,608	-	-	2,608	
合 計	2,608	-	-	2,608	

### 2.配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1 株当た <i>り</i> 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	11,532	4,421	2017年 3 月31日	2017年 6 月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2018年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

剰余金の配当の総額 12,669百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額4,857円基準日2018年3月31日効力発生日2018年6月26日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

		当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式					
普通株式		2,608	-	-	2,608
合 計		2,608	-	-	2,608

#### 2.配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額 ( 円 )	基準日	効力発生日
2018年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	12,669	4,857	2018年 3月31日	2018年 6 月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

剰余金の配当の総額和1,868百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,550円基準日2019年3月31日効力発生日2019年6月24日

#### (金融商品関係)

### 1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金 運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式

は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに 晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連 結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務 を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の 支払期日であります。

# (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 市場リスクの管理

### ( ) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行って おります。

#### ) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行って おり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を 行っております。

#### 信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメ ント会議において報告を行っております。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握す ることが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照のこと)。

### 前事業年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表	計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)現金・預金		28,709	28,709	-
(2)未収委託者報酬		12,368	12,368	-
(3)有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券		7,631	7,631	-
資産計		48,709	48,709	-
(1)未払手数料		(5,202)	(5,202)	-
(2)その他未払金		(4,476)	(4,476)	-
(3)未払費用(*2)		(3,286)	(3,286)	-
負債計		(12,965)	(12,965)	-

<sup>(\*1)</sup>負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2)未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

### 当事業年度(2019年3月31日)

			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
	貸借対照表	計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)現金・預金		28,489	28,489	-

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(2)未収委託者報酬 (3)有価証券及び投資有価証券	11,468	11,468	-
その他有価証券	8,380	8,380	-
資産計	48,338	48,338	-
(1)未払手数料	(4,610)	(4,610)	-
(2)その他未払金	(3,882)	(3,882)	-
(3)未払費用(*2)	(2,805)	(2,805)	-
負債計	(11,298)	(11,298)	-

- (\*1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。
- (\*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

#### (注1)金融商品の時価の算定方法

# 資 産

(1)現金・預金、並びに(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

#### 負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金、並びに(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

∇△	前事業年度	当事業年度	
区分	(2018年3月31日)	(2019年3月31日)	
(1)その他有価証券			
非上場株式	970	666	
(2)子会社株式及び関連会社株式			
非上場株式	5,129	1,836	
(3)長期差入保証金	1,072	1,070	

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

#### (注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

### 前事業年度(2018年3月31日)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	28,709	1	1	-
未収委託者報酬	12,368	-	-	-

有価証券及び投資有価証券				Ì
その他有価証券のうち満期があるもの	0	5,302	1,801	117
合計	41,078	5,302	1,801	117

### 当事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1 年以内	1年超	5年超	10年超
現金・預金	28,489	5 年以内	10年以内	_
光虹	11,468	<u>-</u>	-	-
有価証券及び投資有価証券	,			
その他有価証券のうち満期があるもの	554	4,284	2,227	1,227
合計	40,512	4,284	2,227	1,227

### (有価証券関係)

# 1 . 子会社株式及び関連会社株式

### 前事業年度(2018年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて 困難と認められることから、記載しておりません。

# 当事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,836百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

# 2. その他有価証券

### 前事業年度(2018年3月31日)

1978年及(2010年3月31日)			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	134	55	79
(2)その他			
証券投資信託	4,196	3,740	456
小計	4,331	3,795	535
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	3,299	3,522	223
小計	3,299	3,522	223
合計	7,631	7,318	312

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 970百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 当事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	87	55	32
(2)その他			
証券投資信託	4,991	4,712	278
小計	5,079	4,767	311
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	3,301	3,560	258
小計	3,301	3,560	258
合計	8,380	8,328	52

<sup>(</sup>注)非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3.売却したその他有価証券

# 前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	-	-	-
(2)その他			
証券投資信託	1,963	210	0
合計	1,963	210	0

### 当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額		
<b>作里</b> 犬只	(百万円)	(百万円)	(百万円)		
(1)株式	389	86	-		
(2)その他					
証券投資信託	3,517	128	40		
合計	3,907	215	40		

### 4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。 当事業年度において、該当事項はありません。

# (退職給付関係)

# 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

### 2.確定給付制度

# (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
		前事業年度	当事業年度
	(自	2017年4月1日	(自 2018年4月1日
	至	2018年3月31日)	至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高		2,318百万円	2,350百万円
勤務費用		159	158
退職給付の支払額		166	171
その他		38	52
退職給付債務の期末残高		2,350	2,389

# (2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

		前事業年度		当事業年度
	(自	2017年4月1日	(自	2018年4月1日
	至	2018年3月31日)	至	2019年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務		2,350百万円		2,389百万円
貸借対照表に計上された負債と		2.250		2 200
資産の純額		2,350		2,389
退職給付引当金		2,350		2,389
貸借対照表に計上された負債と		2,350		2,389
資産の純額		2,350		2,309

# (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度		当事業年度
	(自 2017年4月1日 (自		2018年4月1日
	至 2018年3月31日)	至	2019年3月31日)
勤務費用	159百万円	158百万円	
その他	24	41	
確定給付制度に係る退職給付費用	184		199

### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度171百万円、当事業年度174百万円であります。

### (税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

		(単位:百万円)
	前事業年度	当事業年度
	(2018年3月31日)	(2019年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金		731
	719	
賞与引当金	244	182
システム関連費用	16	170
未払事業税	162	141
出資金評価損	94	94
投資有価証券評価損	68	32
その他	297	240
繰延税金資産小計	1,602	1,592
評価性引当額	200	164
繰延税金資産合計	1,402	1,428
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡	159	159
益)		
その他有価証券評価差	164	85
額金		
繰延税金負債合計	323	244
繰延税金資産の純額	1,078	1,183

- (注)「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度における会計方針の変更は遡及適用され、 前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行 う前と比べて、前事業年度の繰延税金負債の連結法人間取引(譲渡益)は480百万円減少し ております。
- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

# 前事業年度(2018年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

#### 当事業年度(2019年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

#### (セグメント情報等)

### [セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

#### 「関連情報 ]

### 1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2.地域ごとの情報

#### (1)営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 記載を省略しております。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

# [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

#### (関連当事者情報)

### 1.関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の子会社

#### 前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,701	ı	-

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及び MASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額 に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注1)	1,719	-	
子会社	Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd.	India	1,207	金融商品取引業	(所有) 直接91.0	経営管理	有償減資 (注2)	3,293	-	

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。
- (注2) 当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けております。
- (イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

133 3 714	1 12 (		/		20101	37301日7				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金ま たは出資 金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親 会社をも つ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業		証券投資信託受 益証券の募集販 売	証券投資信託 の代行手数料 (注2)	23,216	未払手数料	3,913
同一の親 会社をも つ会社	(株)大和総研 ビジネス・ イノベー ション	東京都江東区	3,000	情報 サービ ス業	1	ソフトウェアの 開発	ソフトウェア の購入 (注 3)	1,020	未払費用	233
同一の親 会社をも つ会社	大和プロパ ティ(株)	東京都中央区	100	不動産 管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借 料(注4)	1,048	長期差入保 証金	1,055

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定して おります。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

### 当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金ま たは出資 金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親 会社をも つ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受 益証券の募集販 売	証券投資信託 の代行手数料 (注2)	19,975	未払手数料	3,400
同一の親 会社をも つ会社	株)大和総研 ビジネス・ イノベー ション	東京都江東区	3,000	情報 サービ ス業	-	ソフトウェアの 開発	ソフトウェア の購入 (注 3)	1,052	未払費用	173
同一の親 会社をも つ会社	大和プロパ ティ(株)	東京都中央区	100	不動産 管理業	1	本社ビルの管理	不動産の賃借 料(注4)	1,063	長期差入保 証金	1,055

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定して おります。
- (注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

#### 2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

#### (1株当たり情報)

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額 15,760.66円	1株当たり純資産額 15,389.06円
1株当たり当期純利益 4,857.40円	1株当たり当期純利益 4,550.81円

- (注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (注2)「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度における会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の1株当たり純資産額は184円26銭増加しております。
- (注3)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益(百万円)	12,670	11,870

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

普通株式の期中平均株式数(株) 2,608,525 2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれが ないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 2020年4月1日付で、定款について次の変更を行なう予定です。
  - ・ 商号の変更 (大和アセットマネジメント株式会社に変更)
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

### 第2 【その他の関係法人の概況】

#### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称 みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 247,369百万円(2019年3月末日現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業 務を営んでいます。

### (2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円(2019年3月末日現在)

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

#### 2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

#### 3 【資本関係】

該当事項はありません。

#### < 再信託受託会社の概要 >

名称:資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額:50,000百万円(2019年3月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基

づき信託業務を営んでいます。

EDINET提出書類

大和証券投資信託委託株式会社(E06748)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託 受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目

的とします。

### 第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

(提出年月日) (書類名) 2019年4月8日 臨時報告書

2019年6月20日 有価証券届出書、有価証券報告書

2019年7月11日 臨時報告書

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理 状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事 業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他 の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

### 独立監査人の監査報告書

2019年11月1日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

深井 康治 印

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

小林 英之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)の2019年3月28日から2019年9月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)の2019年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

# 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規 定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2019年11月1日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

深井 康治 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

小林 英之 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(毎月分配型)の2019年3月28日から2019年9月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(毎月分配型)の2019年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

# 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規 定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。